

# 子ども・子育て会議基準検討部会（第9回）

## 議 事 次 第

日 時 平成25年12月11日（水）13：30～16：30  
場 所 中央合同庁舎第4号館12階第1208特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 地域型保育事業について
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3) 認定制度について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業について
- (5) その他

### 3. 閉 会

#### [配付資料]

- |       |   |
|-------|---|
| 資料1   | 地域型保育事業について                                 |
| 資料2   | 幼保連携型認定こども園の認可基準について                        |
| 資料3   | 確認制度について（運営基準等を中心に）                         |
| 資料4-1 | 利用者支援事業について                                 |
| 資料4-2 | 病児保育事業について                                  |
| 資料4-3 | 延長保育事業について                                  |
| 資料4-4 | 多様な主体の参入促進事業について                            |
| 資料4-5 | 地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と委員からのご意見への<br>対応方針について |
| 参考資料  | 委員提出資料                                      |

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたので、「第9回子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、初めに本日の委員及び専門委員の御出席につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、委員の御出欠について御報告申し上げます。

今村委員、大日向委員、吉原委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、鈴木委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、代理といたしましてそれぞれ、高知県東京事務所長の味元様、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長の水嶋様、日本経団連経済政策本部長の藤原様に御出席をいただいております。

また、小室委員はちょっと遅れておられるようでございますが、御出席との御連絡をいただいております。

秋田委員におかれましては、所用により遅れて出席をされるとの御連絡をいただいております。

以上、委員総数31名中25名の出席予定ということで、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

なお、資料につきましては、議事次第に記載のとおり資料をお配りしてございますので、漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

なお、本日は岡田副大臣に御出席を頂戴してございます。

○岡田内閣府副大臣 御苦労様です。

○無藤部会長 本日の議事に入ります前に、会議日程につきまして事務局より御説明がありますのでお願いいたします。

○長田参事官 本日、12月11日に基準検討部会、そしてその後、年末26日に親会議と部会の合同会議ということで御案内を差し上げていたところでございますが、急遽、来週16日に親会議と部会の合同会議をお願いしたいと思っております。

前回の部会におきましては、公定価格について御説明のみで十分御議論をいただけなかったということもございます。一方で今日も議題になっておりますその他の各種基準についても丁寧に御議論いただく必要があるということで、恐縮でございますが、間に16日の日程を入れさせていただきましたので、御理解、御協力のほどお願いできればと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定ですけれども、お手元の議事ですが、地域型保育事業につきまして50分程度での御説明と御議論をお願いいたします。

幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして、60分程度の御説明と御議論をお願い

いたします。

確認制度と地域子ども・子育て支援事業につきましては、合わせまして70分程度の御説明と御議論をお願いいたします。

また、これらの基準につきまして、年末の取りまとめに向けて一定の合意が図られる部分につきましては意見集約を図りたいと考えてございますので、どうか御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、地域型保育事業について、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 では、資料1について御説明をさせていただきます。

地域型保育事業につきまして、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、それぞれの論点をこれまで御議論いただけてきました。それで、本日の資料の中では、前回までの御議論を踏まえまして修正あるいは論点等で加えたものを中心に御説明させていただきたいと思います。

最初のほうに書いてある部分につきましては、従来御議論いただきました方針をなぞる形で書かせていただいております。

少し飛んで恐縮でございますが、20ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては給食についての基準の中身でございますが、事業所内保育事業の関係の基準の中身でございます。真ん中からやや下の辺りでございますけれども、調理室、調理設備を持っていただくことを基本とするわけでございますが、「事業所内保育事業の特性にかんがみ、乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる前提で、社員食堂を活用することも可能としてはどうか」ということを加えさせていただいております。

それから、30ページのところに飛んでいただきたいと思います。「(6)各事業において固有の論点」というところでございます。事業所内保育事業につきまして従業員のお子さんに入っていただく、いわゆる従業員枠という部分と、その地域のお子さんに入っていただく地域枠ということにつきまして従来から御議論いただいたところでございます。

31ページのほうに、これまでいただいた御意見ということで今回も書き加えさせていただいておりますが、それぞれ地域の事情といったことを考慮すべきといった御議論もございましたし、また経過措置等の御発言もございました。

32ページに、対応方針(案)の続きということで赤い字で書き加えさせていただいているところがございます。前回まで提案いたしました例2、3というのはその次のページでございますが、地域枠を利用定員の3分の1以上、あるいは2分の1以上にするという案でございます。こういった一定比率の地域枠を設けるということとしますと、事業所内保育事業全体の定員をふやす場合に自動的にその地域枠の定員数も比例的にふえていくということもございますので、それが設置運営主体にとっては負担となってくる。こういったことを考慮しまして、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定するということが考えられるのではなかろうか。あるいは、全国的な基準を設けるということにしながら、それぞれの地域における保育事情等を考慮して、市町村がより緩やかな地域枠を設けることがで

きる仕組みとするということも考えられるのではないか。こういった考え方を示させていただきました。

こういったものを、より具体的な形に書きましたのが34ページでございます例4ということで、今回お出ししたものでございます。先ほど申し上げましたように、定員の増加に伴って比例的、自動的に地域枠の定員がふえるという形ではなくて、この下の表にございますようにおおむね10人ずつぐらいの定員区分を設けまして、4分の1から3分の1程度となるような人数で固定化をいたしまして、これを国が考える基準ということでお示しをする。これを踏まえて、市町村のほうで各地域の実情に応じて決定することができる。

例えば、定員6名から10名の部分で見ますと、この表の中では地域枠の定員ということでは6名、7名、8名～10名ということで区分してございますが、例えば8名～10名のところ3名というのが本来の数でございますけれども、ここのところを地域の事情を考慮しまして、ここの市ではそれほど地域枠は多く要らないということで判断されて1名とか2名とか、そういった形で設定することも可能ということでございます。

この定員の刻みにつきましては、30名までの区分につきましては全体的に小さい規模の施設が多いといった事情等も考慮しまして、よりきめ細かい定員区分ということで設けております。

それから、61名以上の事業につきましては、地域枠の大きさというものを認可保育所1か所分20名ということで固定をいたしまして、自発的にそれ以上の地域枠を設けることはもちろん可能でございますが、比例的にふえていくという形にしないような配慮ができないかという案でございます。

35ページのほうに例5、例6というものも追加させていただきまして、3分の1以上ということの基本としながら経過措置を設けるという考え方であったり、あるいは市町村のほうの判断で4分の1以上にするといった案といったものも加えさせていただいております。いずれにしても、こういったより多様化した考え方というものも今回提示をさせていただいたところでございます。

続きまして、36ページでございます。従業員枠ではなく地域枠のほうを活用いたしまして、その事業所内保育施設を運営している企業の近くにある企業の従業員の方が利用しやすい枠組みというものをつくれないかということでございます。この下の絵で申しますと、C区というところにDという会社があり、そこが事業所内保育施設を持っているわけですが、ここが持つ地域枠を活用いたしまして、例えばこのC区の中の近くにある近隣の企業という赤い屋根の会社がございますが、こちらのほうに通っておられる方がB市にお住まいというときに、B市役所とC区役所の間で連携をとっていただくことによりまして、この事業所内保育施設の地域枠を活用した形でB市にお住まいの方が利用することができるというやり方ができないかということを書かせていただいたものでございます。

それから、この事業所内保育施設事業の関係では少しデータを追加して入れさせていた

だいておりました、40ページのところに「平成21年度地域児童福祉事業等調査」の結果も書かせていただきました。こちらのほうは、都道府県等に対して届け出のあった認可外保育施設全体の調査結果を参考としたものでございまして、こういったものも参照いただければと思います。

続きまして、41ページのほうには「次世代育成支援のための実態調査結果報告書」も出させていただいております。

それから、42ページのほうには「事業所内保育施設等実態調査事業報告書」というものも書いてございます。この中では、特に具体的な計画がない企業におきまして他社や地域の子どもを受け入れない理由というところに、運営費の余裕がないからということも挙げてございますが、この課題につきましては地域型保育給付の対象とすることで一定の解決も図れるのではないかとということでございます。

続きまして44ページでございしますが、「事業所内保育事業の運営形態について」でございします。先ほど、近隣の企業の方々に地域枠を活用して入っていただくということも可能にすることを提案いたしました。こちらは例えばグループ企業などを想定いたしましたときに複数企業で共同運営という形もとれるようにしてはどうかということでございまして、認可を受ける設置者となる企業を1つに特定していただきまして、従業員枠の配分なり、運営コストの負担なりといった取り決めをしていただくということを前提といたしまして、複数の企業が共同設置をして、複数の企業の従業員のお子さんが従業員枠を活用して入ることができるというやり方も可能としてはどうかという提案でございします。

それから、45ページ以下は居宅訪問型保育事業でございします。「居宅訪問型保育事業の位置付け」につきまして、これまでも御意見をいただいておりますことを書き加えさせていただきましたが、これらを踏まえまして46ページに「また」ということで、「離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用についても対象とすることとしてはどうか」というところを追加させていただきました。

それから47ページのほうにまいりまして、「⑤家庭的保育事業の共同実施について」のところでございますが、これは複数の個人事業主である家庭的保育者が共同・共助の形態で事業を行うということについての考え方でございします。前回、対応方針案をある程度出したわけでございますが、前回の御議論を踏まえまして赤字で書いてございますように、単独による実施を基本とするということで、共同実施という形をとる場合には小規模保育のC型への移行を促していくこととしたいと考えております。

資料の説明は、以上でございします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。それでは、駒崎委員からお願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

今回、地域型保育事業の中の問題というよりは、それ全体にかかわるお話をさせていた

だきたいと思います。私の資料が、各委員提出資料の最後にありますので、それを参照いただきながらお聞きいただければと思います。保険についてです。地域型保育が無保険化してしまう危険性があるというお話をさせていただきたいと思います。

これまで、皆様御案内のとおり、認可保育所、幼稚園というのは独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」というものに入りまして、そこで統一的に公的にカバーされてきたものです。

しかしながら、新制度においてはこの独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度というものが対象外とされるということがわかりました。そうだとすると、非常に問題になってしまうということです。子どもたちの安全を担保して保育の必要を高めていこうという話をここで議論してきましたけれども、そこに全く反する状況になってしまいます。統一的な保険がなくて、しかもその保険に園設立時に自動的に入る仕組みがもしなかったとすると、今後大量に新設された地域型保育、小規模保育や事業所内保育といったところで保険に入らないという保育所が出てきてしまうということが起こり得るわけです。

例えば義務だけつけたとしても、各園がそれぞれ保険に入りますというふうになってしまいます。そうすると、非常に値段が高くなってしまいますし、また十分な補償というものがされない危険性が出てきてしまいます。

特に、この災害共済給付制度というのは、過失の有無にかかわらず補償されるという非常にパワフルな保険なんですね。これが、普通の民間保育所が民間の保険会社と交渉してこの補償内容を得られるかといったら、ほとんどその可能性というのは薄いわけですね。そうだとすると、やはり各園それぞれ民間の保険会社に入るしかなくなってしまいます。

そうすると、保険料は非常に高くなってしまいますのですけれども、ではその保険料はどこから払うかという地域型給付から払うことになるわけですね。つまり、税金です。ですので、せっかく保育の質を上げようといって補助金を上げて、それが何に消えるかといったら高くなった保険料に消えるという非常に本末転倒な事態を引き起こしてしまいかねないことになると思います。

ですので、簡単な話ですけれども、きちんと保険のスキームを考えていただけたらと思います。地域型保育は非常にいい制度だと思いますし、これから待機児童解消にも非常に力強く貢献すると思うんですが、質を担保するために保険というのは必要ですので、そこを考えていただきたいですし、また、今回副大臣がいらっしゃるので、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に地域型保育もいずれ加入できるように法改正をきちんと考えていただけたらと思います。法改正に時間がかかるとは思いますが、それまでにはできることがあると思うので、厚労省と内閣府のほうで考えていただいて、法律を変えなくても新たにできることはあると思います。ですから、そこをやっていただきたいという願いをここに書かせていただいています。最後に、私からの質問としては、このままこの保険の件について放置されるおつもりではないですねということを最後に聞きたいと思います。

ありがとうございます。

○無藤部会長 では、その質問は後でお答えいただくとして、次に高橋さんどうぞ。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。私からは2点、意見を述べたいと思います。

19ページの事業所内保育事業の給食提供のあり方についてですが、四角囲いの中の「主なご意見」のところ「事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ」ということで、最後のあたりで「可能な限り弾力的な運用とすべきではないか」とあります。この点について、地域の子どもを受け入れる方向での検討がされておりますし、地域型保育給付の対象として公費を受けることになるわけですから、弾力化ありきというような方向性でなく、やはり認可保育所や小規模保育所事業と同様の基準づくりを行うということを出発点として検討していくべきだと思っております。

しかしながら現実というのがありますので、5年程度の経過措置等は必要だと考えます。

また、20ページの、「設備の取扱いについて」に関して「社員食堂を活用することも可能としてはどうか」とありますが、全体的にさまざまな観点から本当に食事の提供が適切に行えるかどうかということを踏まえて慎重に検討すべきだろうと思っております。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

次は、水嶋代理人どうぞ。

○水嶋代理人 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長の水嶋です。

家庭的保育事業に関する基準については、現行の基準を維持し、さらに研修体制の充実など、保育の質の向上や給食の自園調理の導入など、保護者への支援の充実が盛り込まれた今回の基準案に賛同いたします。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、藤原代理人お願いします。

○藤原代理人 ありがとうございます。経団連の藤原でございます。

2点申し上げます。まず、20ページでございます。ただいま高橋委員からもお話がございましたけれども、事業所内保育所で社員食堂を活用するということですが、これは乳幼児に対する適切な準備ということを条件に、社員食堂の活用をできるようにしていただきたい。別途自園調理施設をつくるということになると非常に無駄になりますし、恐らく乳幼児に対する適切な提供というのはいろいろな基準がもう既にあるかと思っておりますので、そうした基準をクリアさえできれば社員食堂は使えるようにしていただきたいというのが1点、お願いでございます。

それから、2点目はスライドの34ページから35ページ、地域枠のお話でございます。今まで私どもがここで申し上げました意見につきましてかなり取り入れていただき、いろいろな例を追加していただきましたことに関しましてはまことにありがとうございました。感謝申し上げます。前回御提示いただいた地域枠の弾力的な運用に引き続き、こうした御

配慮をいただくということは大変ありがたく思っております。この地域枠の設定の問題で最も配慮しなければいけないのは、待機児童が多数いらっしゃる地域で事業所内保育所を持っている企業が今回の枠組みに入ってきていただけるかどうかという点だと思っております。

その際、大きな課題となりますのは、この地域枠がいかに柔軟に設定されるかということでございます。今回御提示いただいた新たな3つの案について、内部で議論させていただき、また、事業所内保育所をお持ちの企業にも御意見を伺ったところ、34ページでお示しいただいた例4が一番いいのではないかというのが大勢の御意見でございました。

特に、一番上の矢印のところにあります「市町村が各地域の実情に応じて決定することができる」、1名または2名にするという選択もできるということになれば、自治体と企業との協議によって地域枠を決めることができるようになるということで、多くの事業所内保育所にとって、この新制度の枠組みに入ってくるハードルがかなり下がってくるのではないかと感じております。

こうなりますと、自治体の皆様に御面倒をおかけするということになるかもしれませんが、ここはウィン・ウィンの関係ができ上がることが重要だと思います。ぜひ、この例4で御検討を進めていただきたいと思いますと思っております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次に吉田委員どうぞ。

○吉田委員 まず、34ページのところです。この例4が出てきたことで弾力的に運用ができることになると思いますので、この方向で進めばいいかと思えます。

続いて、44ページです。「事業所内保育事業の運営形態について」ですが、事業所内保育所を設けようとするとはやはり大きな企業でないといけないという発想から、こういう複数企業が共同運営することで社員がより働きやすい環境がつくっていけることにもなりますし、こういうことも非常に重要な点であると思えますので、ぜひこの方向で進んでいけばいいかと思えます。

3点目は、47ページです。「居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用について」ですけれども、以前もたしか山口委員が解釈の取り扱いについて考え方を早く示すべきではないかとおっしゃった記憶がありますが、これをどうするのかということをお早くしっかりと提示をしないと業界も困ると思えますし、これができるかどうかについて早く厚労省側からの意見がいただきたいと思えます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員どうぞ。

○尾身委員 東京商工会議所の尾身でございます。

私も、資料の30ページから記載がございます「事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ」について発言させていただきます。従来から何度もお話をさせていただいておりますが、保育のニーズは地域によりさまざま状況が異なっていることから、地域の



実情や企業の運営状況をきちんと把握し、実情に即した柔軟な制度を構築していただきたいと、繰り返しお願いをさせていただいてまいりました。

34ページに記載の対応方針案「例4」のように、定員区分を設けた上で、何よりも各地域の実情や企業の状況に応じて、柔軟な設定が可能になるというなかたちをお示しいただきました点は、先ほど経団連の藤原様からも御発言がありましたけれども、私どもの主張を大変配慮していただいたということで感謝申し上げます。また、詳細な実態調査も今回御提示いただき、ありがとうございました。

この観点を踏まえまして、引き続き、事業所内保育事業に関しましては、地域や企業等の実情を御理解、または御調査いただいた上で、柔軟に対応していただくで、ぜひとも進めていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次は清原委員をお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

「地域型保育事業」についてはこれまでの私たちの論点を整理して、例えば「職員数や資格要件」、また「設備、面積基準」、「給食の自園調理の原則」、「連携施設の設定義務」など、大変重要なところがまとめられていると思います。大詰めに来たかなという感じがしているのですが、その中で自治体の立場から1点目、「事業所内保育事業」について意見を申し上げます。

「事業所内保育事業」につきましては、「利用定員が19人以下の施設は小規模保育事業の基準と整合性を図りつつ、20人以上の施設は認可保育所の基準との整合性を図る」というような方向性でまとめられてきました。

その中で今回、1点目として、32ページのところで、「年度途中で従業員の子どもの利用ができず、復職の妨げとならないような定員の弾力化による柔軟な受け入れができる」というようなことが再確認されました。

また、34ページにつきましては、経団連の藤原代理人、また尾身委員からも御意見がありました。自治体の立場としても今まで皆様の御意見を踏まえ、現実的なあり方としては今回示していただいた例4のきめの細かい対応というものが望ましいのかなと受けとめました。

特に市町村の実情に応じて決定することができるということで、最初は私自身、「1名以上」というふうな御発言があったときに、1名でも重要な地域枠の1名なのですけれども、ちょっと極端な数字のように思えましたが、今回このように定員設定例を示していただきますと、1名の意義が十分伝わりますし、市民、住民の皆様にも御説明ができると思います。

さらには、今までの事業所内保育事業の実態の中で地域枠をより事業所の方が開いていただけるようなインセンティブも、このような見取り図があることによって説得力があると思いますので、私も自治体の責任を認識しつつ、例4の方向性がよいのかなと思ってい

ます。

また、今回36ページに追加の論点として「同地域にある他社の従業員の地域枠による利用について」という、これも今後想定される状況と思いましたがけれども、前倒しで想定していただいて御提案をいただきました。地域枠といったときに、やはり事業所の立地条件を考えますと、このようなところまで配慮を持っていただくというのは有効だと考えます。

また、36ページの場合には、「同地域にある他社の従業員の地域枠による利用について」の課題です。稼働率を調整するときには、これもまた当該の市町村の役割が重要になってまいりますけれども、よりよい保育機会の保障のためにこのような対応は有効と考えます。

そして、44ページでございますけれども、「複数の企業による共同運営の形態」が提示されました。これも、自治体側の待機児解消や、またはより望ましい保育環境の保障という観点から、また企業の皆様におかれましては単独ではなかなか難しいけれども、しかし複数の企業が共同してするのならば、この事業所内保育についても考えたいというところもないわけではないと感じておりますので、このような例示も重要かと思えます。

次に、「その他の事業」について申し上げます。46ページのところで、居宅訪問型保育事業の中に改めまして対応方針の案に、「離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用についても対象とすることとしてはどうか」と明記されました。全国市長会では812ほどの市がありますが、地域特性はそれぞれです。広域の市もあれば、離島、あるいは中山間地で子どもたちが育まれているところもあります。そういう意味で、居宅訪問型保育というのは一般的にはちょっと都市部のニーズのほが多いのではないかというようなイメージがありますけれども、私としては市町村が認める場合において、このような活躍をいただくということは重要かと思えます。

ちょっと戻って恐縮ですが、45ページのところからも担う役割について、後ほどの地域子ども・子育て支援事業のさまざまなメニューと組み合わせることが、特に居宅訪問型保育については考えられると思えますが、地域の実情というものを尊重して、市町村が責任を持ってこのような取り組みをコーディネートしていくことによって、多様な実情に対応できる選択肢としてこの居宅訪問型保育があり得るのかなと改めて感じたところです。

以上、いずれにしても、今回の「地域型保育事業」について、「小規模保育事業以外の事業」を中心にですけれども、特に、「事業所内保育事業」について具体的な御提案がありましたのでこれを支持させていただき、このような方向にいけばありがたいと思っております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

大体、地域型保育事業についてはよろしいようです。それでは、御質問もありましたのでお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、駒崎委員のほうから保険についての御意見をいただきました。事実関係等で申し上げておきますと、独立行政法人の日本スポーツ振興センターの災害共済給付でございますが、基本的には学校の管理下での災害に関する給付制度という位置づ

けになっております。対象施設は、この法律の中で定められております。

この制度では、もともと学校であります幼稚園のほか、附則の規定の中でございますが、認可保育所も対象に加えられておりまして、また今回の改正を機にいたしまして幼保連携型認定こども園等が対象に加えられたところでございます。

ただ、御指摘いただきましたように、地域型保育事業につきましては3歳未満児という学校教育の対象年齢に入らない子どもが主たる対象ということもありますし、政府提案の段階では認可事業という法的枠組みではなかったということもあったかと思いますが、センターの災害補償給付の対象には加えられておりません。今後の位置づけのあり方につきまして、先ほどいただきました御指摘は一つの課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

なお、損保会社のほうでさまざま商品として用意しております損害保険のほかに、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の中に位置づけられておりません施設や事業におきましてもそれぞれの団体、例えば家庭的保育全国連絡協議会でありますとか、あるいは日本こども育成協議会などにおきまして、損害保険会社との間で団体保険契約を締結しまして簡易の保険加入を促して万が一の事故に備えているところもあるように承知しております。

また、例えば高齢者介護の制度などにおきましては、運営基準の中で賠償すべき事態となった場合には速やかに賠償しなければならないというふうに規定した上で、損害賠償保険に加入しておくか、もしくは賠償資力を有することが望ましいという旨を通知でお示しをされております。

子ども・子育ての支援新制度におきましても、万が一の事故の際に賠償が適切に行われるということは大変重要でございますので、何らかの形で保険加入を促すような対応ということも検討させていただきたいと考えております。

それから、吉田委員のほうから、労働基準法の適用の問題につきまして早く考え方を示すようにというふうな御指摘もいただいたところでございます。今、関係担当の部局のほうと意見交換をさせていただいておりますので、追ってまたこの場でお示しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○蝦名幼児教育課長 資料2、「幼保連携型認定こども園の認可基準について」をご覧ください。ただければと思います。

前回まで御議論いただきましたものに、赤字でいただきました御意見を追記するとともに、一部、対応方針等につきましてこういう考え方でいかがかというような御提案をさせていただいているところでございます。

1ページをおめくりいただきますとインデックスがございますが、2ページから37ペー

ジまでは新設の場合の基準のあり方、39ページから51ページまでが既存の幼稚園、保育所を足がかりにして新しく幼保連携型こども園に移行していくといった場合の移行特例というものの考え方についてお示しをしております。

お手元資料の3ページ以降から、新設の場合のそれぞれの論点について整理をしているところでございます。この中で、「③園長等の資格」というところにつきましては7ページから8ページにわたって資料を御用意してございます。8ページには、前回いただいた御意見を赤字で記してございますけれども、この問題については園長について原則として教諭免許と保育士資格の両方をお持ちいただき、かつ5年以上の教職または児童福祉事業の経験がある者とするということとしつつ、同等資質というものをどのように考えるかというあたりが論点だったかと思えます。

前回いただきました御意見では、「同等の資質」については、何か当分の間といったような限定的な表現が必要ではないかといったような御意見、あるいは保育教諭については両方の免許資格をお持ちいただくことになっていますが、5年間の猶予期間があるということからして、園長についても何がしかその時限のようなものを考える必要があるのではないかといったような御意見、あるいはさまざまな人材の活用の道を残すべきではないかといったような御意見を頂戴いたしましたところでございます。

8ページの枠囲いの中に「対応方針案」を少し修正してございますけれども、1つには2つ目の黒丸の冒頭ですけれども、1つ目が園長は原則として免許資格をお持ちいただき、5年以上の教育職または児童福祉事業の経験がある者とするとした上で、また、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとするとしてございましたけれども、ここが並列でいいのかどうかということにつきまして事務局のほうで再度検討いたしまして、ただし書きのような形で、この同等資質については一定の資質を確実に担保するということからすると取り扱ったほうがよろしいのではないかということで、ただし書きという形の整理を今回御提案をさせていただいております。

それから、下から3行目に※印がございますけれども、時限的な扱いにすべきではないかといったような趣旨の御意見を何人かの先生からいただきましたので、そういった趣旨を踏まえまして、施行から5年後を目途に幼保連携型認定型こども園の園長の免許・資格の保有状況でありますとか、あるいは研修の実施・受講状況やその内容の検証等を踏まえ、この「同等の資質」の取り扱いについて見直しを検討するといったようなことを将来に向けて付記してはいかがかというような御提案をさせていただいております。

それから、少し飛びまして25ページまで飛んでいただければと思います。ここは、新設の運営に関する基準の「③-1 食事の提供」というところでございます。前回いただきました御意見として、学級編制について1号と2号で一体的に行うべき、1号、2号というのは1号認定子どもと2号認定子どもとで一体的な編制を基本にするということを前のほうで言うてございます。その際に、食事の提供についても1号と2号で差をつけないことが必要ではないかといったような御意見もございました。

対応方針といたしましては、食事の提供を求める子どもの範囲というのやはり保育認定を受ける2号子ども、3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事提供については園の判断ということで、前回と同様の提案にしてございますけれども、※印として食事の提供にかかる費用の取り扱いについては公定価格の議論において検討するというような付記をいたしてございます。

同じ学級にいる2号の子どもについては食事提供が行われ、1号の子どもについてはこれを園の判断として行った場合に価格面でどのように評価するかということについては、公定価格の議論の中で御検討いただいたらどうかという御提案でございます。

また、少し飛んでいただきまして35ページをご覧ください。35ページは、「健康診断」でございます。ここにつきまして、前回さまざまな御意見をいただきました。「対応方針案」につきましては、前回と同様の内容で御提案をさせていただいてございます。前回いただきました御意見としては、保育所同様に健康診断は1年に2回というような御提案をさせていただいてございますが、例えば認定区分によって分けるといったようなことや、年齢によって分けるといったようなことが考えられないかというような御意見もいただいているところでございます。

ここについてはそうした御意見を踏まえつつも、実際に1号と2号で同じ学級編制を行うといったことも基本として考えていることなどを踏まえすと、保育所同様に1年に2回と、回数としては多いほうをこの幼保連携型認定こども園のルールとして定めてはどうかというようなことで、前回と同様の御提案になってございます。

36ページは少し赤字で対応方針等を加えてございますけれども、ここは元来、感染症の場合の臨時休業や出席停止の取り扱いについてこの基準で定める必要があるだろうということで御提案させていただいておりましたが、この点について少し表記が不正確といえますか、正確性を若干欠いてございましたので、感染症にかかるということをきちんと付記したというような修正でございます。内容に変更をしているものではございません。

それから、引き続きまして39ページ以降、「既存施設からの移行の特例に関する考え方」というものがございます。

39ページからは、既存の幼稚園や保育所から新しい幼保連携型認定こども園に移行する場合、あるいは現行の幼保連携型認定こども園がみなし認定をされるということになりますけれども、その場合の基準の取り扱いということでございます。(1)の「既存の幼稚園、保育所からの移行の場合」というところに赤字で追記を基本的な考え方として御提案させていただいております。

40ページ、下の部分に、前回いただきました御意見を追記させていただいております。移行特例については、幼保連携型認定こども園の移行の促進の観点からも必要であろうということでございますけれども、その際に、特例を設けるということについてはダブルスタンダード等が長く残ることは好ましくないのではないかとといったような御意見や、年限を切って移行促進すべきでないかといったような御意見も頂戴していたところでござい

す。

こうした御意見の趣旨を踏まえまして、移行特例に期限を設けること自体は極めて難しいと考えておりますけれども、39ページで基本的な考え方として、移行特例を適用した施設についてはいずれにしても新しい基準、新設の基準に適合するように努力義務をお願いしようということをもとに御提案はしてございましたけれども、こういった努力義務を実質的に促すために、確認制度における情報公表制度において移行特例の適用の状況を公表するといったようなことをして、できるだけそういった新しい基準に即したものとなるような努力を促したらいかかということでございます。その上で、施行10年経過後に設置の状況等を勘案して、移行特例の内容等を改めて検討することとしてはいかかかということを御提案させていただいております。

それから、41ページ以降にそれぞれの論点についての移行特例の対応方針の御提案をさせていただきます。

41ページ、42ページについては変更を加えてございません。

43ページ以降は内容に変更を加えてございませんけれども、プレゼンテーションの工夫として、例えば43ページの移行特例の対応方針の中にオレンジ色で、仮にこの移行特例のようなものを考えなかったとすれば、どれだけの施設が今、新設の基準を満たしているかというようなこと、それに対して移行特例を加えるとすれば、その満たしている施設の割合がどれぐらいに変化をすると見込まれるかということを経営実態調査に基づいて推計したものを参考としてそれぞれの項目についてお示しをしております。こちら、御確認をいただきながら御議論いただければと考えてございます。

その上で、47ページをご覧ください。 「運動場等の設置・面積」でございます。この中で、47ページのオレンジ色のところは68%が矢印で89%となっております。現在、新設の基準というのは幼稚園と保育所の両方の面積を満たしていることを求めています。こうした新設基準のルールを仮に現在の幼稚園、保育所に適用いたすとしますと、68%のところは満たしているけれども、32%はそれが満たしていないということをお示ししています。今回、この運動場の面積については、保育所から幼保連携型になるところは保育所の基準で全体を整備していただいて、保育基準を満たしていればそれによろしいというような内容の特例を御提案させていただいておりますけれども、それを適用させますとこの68%が89%まで上がるという趣旨でございます。

48ページは、逆に幼稚園については保育所基準と幼稚園基準の高いほうを満たしているものが93%ですが、これを幼稚園基準で全体を満たせばいいということになると100%に近づくだらうというような推計でございます。

その上で、49ページをご覧ください。運動場の面積につきましては、面積そのものについては先ほどご覧いただいたところでお示しをしておりますけれども、その必要な面積、幼保連携型認定こども園として持っていたいただかなければならない面積というのをどのように確保するかということについてのルールでございます。

49ページの表題に「代替地の取扱い」とございますように、幼稚園については現在代替地で必要な面積を確保することを認めておりません。保育所については、代替地を必要な面積として算入することができるという扱いになってございます。

この新しい幼保連携型認定こども園としてどのようなルールとするか、どのような移行特例とするかということでございますが、今回御提案させていただいております内容は、満2歳以上の子どもにかかる園庭の必要面積を前者と同一敷地内、または隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもにかかる必要面積、これは一人当たり3.3平米でございますが、これに限り以下の要件を全て満たす場合に代替地の面積算入を認めるとしまして、①～④のような要件をお示ししてございます。

一方、3歳以上の面積基準につきましては、現在幼稚園がそのような取り扱いとしていることを参酌して、同一敷地、または隣接地で確保いただくということをルールにはいかがかというような御提案でございます。このような形で特例を設けた場合には、89%程度の要件を満たしている施設の割合が93%程度まで上がるだろうというように考えております。

50ページは屋上の取り扱いということで、現在幼稚園につきましては屋上の面積算入というものは認めないという取り扱いにしてございます。一方、保育所につきましては、一定の条件のもとでこれを認めているところでございますが、先ほどの代替地の取り扱いと同様に、3歳以上で学校教育を行う部分についてはこうした特例はなかなか認めるのが難しいだろうと考えてございますが、2歳児の面積として必要とされている部分については、現在保育所で設定されている要件に従って屋上で確保するということが可能なような特例としてはどうかというような御提案をさせていただいております。

最後に、51ページは斜線を赤く引かせていただいております。前回、幼稚園が今回新しく幼保連携型認定こども園に施設を転換していこうとした場合には調理室の設置というものが新しく必要になってまいります。その際に運動場に調理室、調理施設などを設置するといった場合に、そうした調理室の面積部分というのを必要面積から控除する。すなわち、必要面積がその部分については不要という扱いにするというような提案を前回させていただきましたけれども、やはり幼児教育を行う上での園庭の重要性にかんがみて、こうした特例というのは設けるべきではなかろうというように改めて検討いたしまして、これにつきましては削除をする形で御提案を今回させていただいているところでございます。

御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして御質問、御意見を頂戴したいと思います。

では、清原委員から順番にどうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

「幼保連携型認定こども園の認可基準」について、3点申し上げます。

1点目は、8ページ以降にあります「園長等の資格」についてです。「原則として、教

論免許状及び保育士資格を有し、かつ教育職、または児童福祉事業の一定の経験がある者」として、8ページにありますようにただし書きとして「同等の資質」を有すると設置者が判断した者についても例外的に認めるという方向に賛成します。

と申しますのは、資格のある人材が比較的集まりやすい地域もあれば、資格はないけれども、人格、経験、知識、あるいはマネジメント能力において適格で人望のある存在がいる地域もあります。先ほど申し上げましたように、全国市長会でも多様な地域特性を持った市がございまして、自治体の地域事情に即した対応がなされることも必要と考えます。

ただ、その際の判断基準として、運用上、「同等の資質」の具体的な考え方を示していくということも重要だと思います。

また、こちらでは、「施行から5年後をめどに、状況を踏まえて見直しを検討する」と書かれております。このことについては5年くらいの期間がいいのかなと思っているのですが、ただ、その際、「資格を取得することを促すような条件整備」が伴っていなければいけないと思います。ただ5年が目安ですよというのではなくて、このことは同等の資格を得る人が本当に同等であるということを示せるような支援に向けての条件整備が必要だと思います。

次に、25ページに「食事の提供」ということで、改めまして委員の皆様の意見を反映して「対応の方針案」として基準上の義務づけの対象は原則2号、3号認定児童として、1号認定は園の判断として、費用の取り扱いについては公定価格の議論において検討するという方向性に賛成したいと思います。

3点目は、「既存施設からの移行における特例に関する考え方」について申し上げます。「既存の幼稚園、保育所からの移行の場合、現在適正な運営が確保されている施設に限って、新たな基準に適合するように努めることを前提としつつも、既存施設から現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園、保育所の基準の特例を下回らない制度を基本とする方向性」が示されております。これは、これまでの経過を踏まえて妥当なことだと思います。

また、現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合、新たな基準に適合するように努力をするために経過措置が例示されているわけですが、その中で39ページにハード面の移行特例の場合に確認制度を活用した移行状況の公表が前提ですけれども、「施行10年後に状況を見て再検討する」ということが、今回赤字で具体的な考え方として示されました。10年という期間が短いのか、長いのか。

しかしながら、移行特例という以上は永遠にということもあり得ないのではないかととも思いますので、今回施行10年経過後に設置の状況等を勘案するということが一定の方向性として示されたのは意義あることと思います。

また、43ページから50ページについては本当に労作と言うしかないのですが、経営実態調査の結果を踏まえて、建物、設備の一体性を初めとして、その特例が移行特例の効果としてどのようにあらわれるかということパーセンテージで示してくださいました。



これは経営実態調査を踏まえているわけですが、このことによって移行特例を設けたからといって全てが100%達成できるということは示されませんでした。

ただ、このデータを示していただいたことによりまして、特例が移行を促進する内容であるということも一定程度示されたのではないかと考えています。

ただ、難しいのが運動場のことでございまして、これは幼児教育の観点、保育の観点から一定程度の運動場というものが求められるけれども、これについては残念ながらいろいろ工夫をしていただきましたが、現状から極端に移行特例があったからといってそれを満たすものではないということもわかりました。この点は、さらに内容について皆様がこれから発言されるであろう御意見から方向性が収れんされることを願っておりますけれども、何よりも現行の幼保連携型認定こども園を含み、新たに既存施設から移行する際において一定のこの移行の特例の効果があるということは確認できたかと思っておりますので、この方向性でさらに精緻化を図ることを期待したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは、橘原委員をお願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

今回の認定こども園の認可基準についての総論のところを少し申し上げます。

幼保連携型認定こども園につきましては、幼保の特質を考慮し、子どもにとって最良の施設となることを目指す必要があることから、よりよい認可基準が求められますとともに、その機能に対応した公定価格の検討が必要であると思っております。

また、既存施設からの移行については、幼保それぞれの基準に配慮しながら必要に応じた特例措置を講じる等、移行しやすい制度を構築することが望まれます。なお、その時点において教育、保育の質の低下を招くことのない制度とすることに視点を置いていただきたいと存じます。

次に、個別論点の中で3点ほど申し上げさせていただきたいと思っております。

職員配置については、公定価格の議論の進捗と合わせて検討することが必要と考えます。

なお、学級編制に関連して、職員配置については今回改正の趣旨である、質を確保し、向上させる観点から、例えばゼロ歳児は3：1、1歳児は5：1、2歳児は6：1、3歳児は15：1、4～5歳児は25：1とすることを要望しておきたいと思っております。

次に、「教育時間・保育時間等」の開所日については、利用者の利便性を考慮し、現行保育所と同様の開所日数とするとともに、1日の開所時間は原則11時間とすることと考えます。

なお、教育時間とは本来、1日の保育時間全体を通して流れるものと考えます。したがって、幼稚園機能の子どもと、保育所機能の子どもを混合してクラス編制する通常の認定こども園を想定した際には、あくまでも標準としての時間は定めるとしても、保育所機能の子どもに対する広い意味での教育は、その子が帰宅するまで続くものであり、夜間保育

等のことも踏まえ、1日の教育時間を実際にどのように確保するかは現場の実情に合わせて弾力的な取り扱いを認めるべきと考えます。

それから、食事の提供については、特に食育の視点から欠かせない重要な保育、教育時間の一環であり、在園する全ての子どもに対して自園調理が大原則であると考え、念のため触れておきたいと思っております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、次は葛西委員どうぞ。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。

8ページの園長資格についてお願いいたします。先だっの会議でも申し上げましたけれども、園長の資格につきまして「同等の資質」ということについて御意見を申し上げます。

「対応方針案」で「ただし」とありますけれども、先ほど清原委員がおっしゃっていましたが、上記と「同等の資質」を有する者についても例外的に認めるというふうな発言でしたが、これは例外的というのは書いてございませんので、ただし、そういう者についても認めるということは、「また」から「ただし」に変わったとしても同じような意味に私には受け取れます。これが例外というふうには受け取れないと思います。

また、その「同等の資質」の内容はというところで、「人格が高潔で」ということが書いてございますけれども、その上の赤い丸のところ最後の御意見で、もちろん小学校校長が園長を兼ねる場合等も現実的にはあるということが書いてございますが、そうであったとすればその基準をきちんと書くべきです。また、保育資格と「同等の資質」というからには、保育資格が何を求めているのか。そういった内容は列挙されているべきだと思います。

例えば、「人格が高潔で」というのがまず前提としてあるのであれば、それは教師一般もそうですし、医師といったものもそうです。それはまず前提として求められるものから、特に人格が高潔で熱意と高い識見、これが園長だけに求められるものではないと思います。

そうであるとすれば、この「人格が高潔で教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって」ということが前提としてくるのではなくて、まず教諭免許状及び保育資格を有し、こういったものと同等と認められる者としてというのはまず最初にくるべきであり、具体的に※印にあるように「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針を具体的に示してほしいと思います。

最終的に設置者が認めるといった場合、例えば「人格が高潔で」ということをどのように認めるのでしょうか。例えば、設置者がこの人は人格が高潔ですばらしいので認めますとするのでしょうか。あるいは、何名かの人物に関して何か書いたものをもとにするのでしょうか。その辺があいまいだと、私は申し上げております。

ですから、施行から5年後をめどに見直しを検討するというふうに書いてございますけ

れども、この書き方につきましては「受講状況やその内容の検証等を踏まえ」というのは、まず基準を示していただきたいと思えますし、検証等を踏まえ、これでは状況の是認ということにつながるとも思われます。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員どうぞ。

○奥山委員 一言だけ、25ページの「食事の提供」のところですか。このことにつきまして、保育に欠ける、欠けないということをお問はずに、給食が同じように提供されるということについて御配慮いただくような対応方針案が出たことについて賛同させていただきます。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、荒木委員をお願いします。

○荒木委員 全国国公立幼稚園長会の荒木です。

ただいま出ておりました8ページの「園長等の資格」のところでございますけれども、赤字で書かれている最後の※印のところは納得できることではあるのですが、免許資格の保有状況、それから研修の実施状況というようなことが見直しを検討するというだけではなく、しっかりと両方の資格免許を持つということは、専門性を持つということを議論の柱にしていたと思えますので、清原委員も先ほどおっしゃっていらっしやいましたけれども、資格免許を保有できるように目指していくというようなことを進めていけたらいいかと思われます。

それから、運動場の面積などのところですが、新設の場合にはしっかりと高い基準に合わせるという論点ですとずっときていて、そのことが18ページとか19ページなどの対応方針に書かれていることはありがたいことだと思えます。そして、既存の移行措置のところでは最後の49ページなどは93%になるというような数字が出ていますけれども、やはり3歳以上の学校教育の部分ではしっかりとした環境が必要だということを意味するという意味ではそこを押さえていただきたいと思えます。

それから、戻りまして36ページの「感染症に係る臨時休業・出席停止」、ここではっきりと感染症と書かれていることで集団教育をする中で出席停止や臨時休業が必要ということをお明記されたことは、子どもたちの健康を守るためにうれしいことだと思えました。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員どうぞ。

○吉田委員 吉田です。

まず、19ページの「代替地の取扱い」のところですか。今お話があったところですが、今回対応方針案ということで教育的観点をお重視し、必要な面積は不算入ということですがけれども、もちろんこれは新設の保育所の場合は大丈夫ということからいうと、子どもの健全な成長ということをお考えると、当然新規の保育所では認められるのに、新規の幼保連携型

認定こども園では認められないことになってしまうということで、子どもの立場ということから考えると、やはりそこで何か不平等になってしまうのではないかという印象があるので、ここら辺の赤字のところ「根拠が欲しい」ということも書いてありますけれども、もうちょっと説明が欲しいというところが1点あります。

続いて、35ページです。これは健診のところですが、今回対応方針案ということで1年に2回行うということが変更なく載ってはおりますが、前回から私が言っている趣旨ということからいけば、この健診と母子保健における健診との関係です。当然プライバシーの配慮等が必要ということもあろうと思いますので、なかなか母子保健の健診の情報とこども園のほうでやる健診の情報がリンクできないということもあるかと思いますが、やはり健康とか命の問題ということもありますので、しっかりとそこがもっと連携できれば質の高い健康診断につながっていくということもあると思います。

また、今回対象ではないですが、母子保健のほうの質と受診率を上げていくためにも両制度がしっかり連携をとりながらやっていく体制をつくっていくべきではないかと思っておりますので、これはこの議論ではないかもしれませんが、ぜひ今後検討いただければと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、山口委員どうぞ。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

私のほうは、2点ございます。新規の設置基準について、保育室の設置階についてですが、現状事務局案では2階以下ということでございますが、繰り返し申し上げますが、3階以上であっても建築基準法上、最近は非常に安全になっておりますので、火災等の意味での安全基準というのは十分担保されている。また、だからこそ保育園ではそれが認められているわけでございますので、そういった意味でどうしてこの幼保連携型認定こども園のほうでは認められないのか、全く理解できません。

それから、高いほうの基準でというようなことですが、果たして2階以下のほうが本当に高いほうの基準といえるのでしょうか。というのは、以前も申し上げましたが、東京などにおきましては水害の危険性が非常に高い地域というのはたくさんあるわけですから、そういう地域においてはむしろ3階以上のほうが安全なのです。

そうすると、3階以上の建物に入って居室を2階以下にすることであれば問題ないじゃないかと事務局もおっしゃったのですが、参考の資料として私が添付させていただいた【図3】をご覧ください。これは2階、3階、4階というふうになっているのですが、実はこの2階の下の1階の部分は調剤薬局が入っておりまして、ほかの事業者さんが入っているわけなのですが、東京のように非常に地価の高いような地域では保育園だけでその建物を維持していくというのは大変厳しくなっております。

そういった意味で複合施設というものが最近は多くなっておるわけですが、こういった場合、2階だけで保育室を設けるといのはなかなか難しいというケースもたくさんあり

ます。そうすると、2階、3階を保育室として使うといったケースはこれからたくさん考えられることだと思いますので、居室も3階以上にして安全上、問題ないのであれば認めるべきだと考えております。

続きまして、運動場の設置についてでございます。これも参考資料のほうに、幾つか例示をさせていただきました。先ほどの【図3】の場合もそうですが、2階、3階と保育室にして4階の屋上を園庭とした場合で、園庭に砂場やトイレや手洗いや、私どもは畑まで整備し、屋上園庭に3階から自由に行き来でき、また必ず職員を配置しているような場合ですね。これは、繰り返しになりますが教育的観点という意味で、子どもが主体的に自らの意思で自由に利用できる身近な環境の実現ということが担保できるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、【図2】のほうですね。これだけを、見れば普通の幼稚園と全く変わりません。ここも園庭と書いてありますが、もう少し詳しく中身をいいますと、ここには砂場もあり、畑もあり、園庭遊具も全部あるわけです。これだけ見たら、ほかの幼稚園、保育園とは一体何が違うのでしょうか。これは、たまたまビルの8階にあるわけです。8階がいかどうかは別として、これが3階であってもいいわけじゃないですか。実際に、子どもたちは自由に出入りをしております。これで、その教育的観点というのは十分に担保できるのではないのでしょうか。これができないというのであれば、そのできないという論理的理由をしっかりと示していただかないと納得できません。

それから、【図1】をご覧ください。これは、こういうことが考えられるということで出したんですが、こういうちょっとした丘陵地によく建物が建っております。1階、2階、3階、4階で、上の段から見ればこの3階の部分が1階というふうに見えるわけですが、3階がだめだということの場合でも設置は認めないということになるのでしょうか。こういうことも含めて、どのように考えていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思えます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、宮下委員をお願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。

ここに示されました認可基準については、おおむね賛成でございます。

ですが、ここで協議されました基準については最低こうあるべきだという基準であると思いますので、この基準を運営するときには必ず守るとともに、子どもの豊かな育ちを保障できる環境となることを願っています。

8ページの「園長等の資格」については、施行5年目をめどにということが書いてございますけれども、私もこの意見に賛成です。5年をめどに園長が両方の資格の免許を持っているということはやはり教育の質を高めるということでもとても大切なことだと思いますので、そのようにしていただきたいと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、北條委員をお願いします。

○北條委員 まず、2ページに「基本的な考え方」というものが書いてありまして、その一番初めの○のところに中を飛ばした読み方をしますけれども、学校にふさわしい「単一の基準」とする。これが基本的な考え方だと思います。

「具体的な方針」として、3つの●のうちの最初の●で「基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ」ということになっておりますので、このことをやはり全体にしっかりと貫いていくことが大事だと考えます。

その上で3つ目の○のところでありまして、以下を「従うべき基準」、それ以外の事項を「参酌」基準と整理する」ということで、以下の基準3点が掲げられておりますが、この資料の中に示されている上にインデックスがあるわけですが、インデックスに示されているものは全て「従うべき基準」という理解でよろしいのかということについて教えていただきたいと思っております。

次に、6ページであります。この四角の中の対応方針の※印の「特別な事情があるときは、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替も可」と書いてございます。

そのすぐ上の赤字、4つのうちの一番上のところで、「学級には「原則として専任の保育教諭を一人以上置く。」（保育教諭等として「助保育教諭」「講師」を含むのではなくできるならば専任保育教諭に限定すべき）」という表現が新たな認可基準で望まれるという御意見です。この御意見は私も基本的に賛成で、大切な御主張だと思います。この主張と、ただいまの※印のところの関係、助保育教諭、助教諭という言葉を含めてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、10ページであります。これは今のところと重なるわけでありまして、一番下の対応方針で「保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さないことができる」と書かれていることと、ただいまのところとの関係性について御説明をいただきたいと思っております。

それから、26ページでございます。食事の問題でありますけれども、これは基本指針が示されて子育て、教育の第一義的責任は保護者にあるということになっているわけですが、食事の提供についての義務は一体誰にあるのかということが今回では議論されておられません。これは当然、保護者にあるというふうに考えていいかと思っておりますが、その点についてもお教えいただきたいと思っております。

次が、39ページであります。既存施設からの移行の特例、これは非常に重要なところだと思っております。赤で記載されました赤丸というのでしょうか、「なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する」と書かれております。

それで、このことについて40ページの一番下のところ、年限を切って移行を促進すると

いうことであれば移行特例は受け入れるけれども、そうでなければ反対であるということ  
を以前から申し上げてきているわけであります。

それで、ただいま読み上げさせていただきました39ページのところが努力義務ということ  
でありますけれども、基準の確保を推進するということが少なくとも義務として明確に  
うたわれて、そして施行経過後にという書きぶりになっているということ、私どもは10  
年の経過措置というふうに、これを書くのは困難だということは先ほどのお話で承りまし  
たけれども、実質的に10年という移行経過の中で基準の確保について努力義務として推進  
するという理解でよろしいのか。そういう理解であるならばこれで了解をいたしたいと思  
いますが、そういうことでないのであれば残念ながら賛成はできないということでありま  
す。

以上でございますが、今日の最初の地域型保育事業について、これは大変結構な内容が  
含まれており、国民の期待も高いわけでありますので、基本的に賛成、推進ということで  
結構でございます。

しかしながら、幼稚園と保育園の問題については、これはやはりそれぞれの現場がしっ  
かり納得するようなすり合わせを今後とも丁寧にしていただきたいと思います。取りまと  
めの時期に入ったという部会長先生の御説明、そういう時期ではあろうと思いますが、し  
かし、誰も賛成しないような仕組みをつくるということがないように、皆がともに納得し  
て子どものために一緒に力を合わせていけるような仕組みをつくっていただきたいと思います  
と心からお願いをいたします。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員をお願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

今回、出していただきました事務局案に関しましては、まず新設の幼保連携型認定こど  
も園の基準について賛同させていただきたいと考えています。

それで、2つ目の既存施設からの移行特例ですけれども、これは非常に大事だと考えて  
おります。今回、新しく表現の仕方で移行のパーセンテージを出していただきまして、非  
常に新幼保連携型認定こども園に移行しやすい環境がだんだん整いつつあるのかなと考  
えております。そういう意味では、移行する各施設の自己判断をきちんとできるような体制  
づくりが必要かと考えております。

そういう意味では、今回「従うべき基準」とかいろいろ出始めておりますけれども、や  
はり移行に対するもう少し細かいプロセスがこれから必要になってくるのだろうと考  
えております。それは各都道府県の条例等々になるかと思っておりますけれども、その方向性をな  
るべく早くしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あとは質問ですけれども、35ページの「健康診断」です。健康診断は今までいろいろな  
論点がありましたが、歯科健診はどのようにするのが気になりました。子どもの体の健  
康というのは非常に大事なので2回でもいいと思うのですけれども、歯科健診も子どもの

成育にとって大事な観点だと思います。そういう意味では、歯科健診のほうはどのようなふうにしていくべきでしょうかということが今ありました。

あとは、今回事務局案で出していただいた新幼保連携型認定こども園の機能基準というのは非常に高いものだと思います。そういう意味では、今後高い基準に設定されていく新幼保連携型認定こども園ですので、整合性のとれた公定価格の論点でぜひお願いしたいと考えております。

もう一つですけれども、全国認定こども園協会としましては、実際に現場で今まで幼保連携型認定こども園をやっている立場でいいますと、やはり幼児教育という観点からは4時間という設定のほう非常にスムーズじゃないかと考えています。また、これは我々自身もそうなのですが、幼稚園と保育園で両方きちんとやった状態での話ですので、そういう意味では子どもの幼児教育という観点ではやはり4時間ではないか。そのほかの生活ということで保育という観点で捉えたほうが非常に明確にできるのではないかと考えております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、月本委員をお願いします。

○月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会から参りました月本です。

「食事の提供」、25ページについてお話をさせていただきます。私たち幼稚園に子どもを通わせる母親は、給食を提供していただいたら給食費を払うのは当然とっておりましたが、全て公平という立場であるのであれば、1号認定の子どもたちにもぜひ公定価格の対象としていただきたいと思ひまして意見を述べさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

溜川委員、お願いします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川良次でございます。

基本的に、そろそろいいのかなというような感触は得ておりますが、2つばかり申し上げたいと思います。

まず、園長資格について今回出されたものについて、「また」という言葉がただし書きになったということは法律用語として大変大きな意味合いがあるかと感じております。こちら辺で納得せざるを得ないかと思っております。

ただ、5年後にこれを見直すというようなことについて、これも含めて同意させていただきますが、その見直しにおいては資格免許を持つということに収束するというか、そこに結論ありきということではなくて、あくまでも実態調査やその他において「同等の資質」を削ることが必要なかどうかという観点で議論いただくということを私はここで述べて、その前提をもってこの原案に対して同意させていただくということを意思表示させていただきたいと存じます。

くどいようでございますが、園長という仕事は実は資格免許だけでは到底回せません。



資格や免許にこだわる方の気持ちは十分わかります。そして、その職の専門性から合わせ持つなり、そういったことを勉強することは必要であろう。これも理解しております。

しかしながら、皆さん考えてみてください。幼稚園教諭免許状や、あるいは保育士資格というものは、多くの方がいわば大学生年代のときにお取りになる。保育士資格については、特に通信制教育等を利用して社会に出てからもう一回お取りになる方が多く見られることも承知しております。その上で申し上げます。

先ほど人格が高潔ということについてやや疑義があるというような御意見が出ましたが、実のことを言って、人を育てる意味でこの人格が高潔というのは大変崇高なことで大事なことでありまして、これは第一番にくることであり、資格免許を超えるものがあると思えます。したがって、資格と免許がありさえすればということを防ぐためにも、私はただし書きの部分は必要であると、そのようなことをぜひ御理解いただきたいと思えます。

逆に申し上げれば、幼稚園の園長については現在そのように運用されているわけで、同等云々の園長先生の中に大きな問題点がこれまでの幼稚園の歴史の中に発生しているのでしょうか。そういうことはないと思えます。

そしてまた、幼稚園でも保育所でも指導検査や、あるいは監査、業務監査というものが行われておりまして、そこにおいてもその運営に適正が欠けるということであれば御指摘いただき、そしてそれこそ管理監督される行政庁からの指導を受けるという仕組みがあると思えます。それで十分ではないかと思えますが、いろいろな御心配の向きもあるようですから、今回の原案について原則的に賛同するということで私の意見を述べさせていただきました。

次に、健康診断の件ですが、私が実はこれにこだわっていますのは、いわゆる制度が生まれたり、あるいは制度が改正されたりというときでないと原点に戻れないのですね。ですから、このチャンスを逃すと、現行法で行われているものであっても、もしかすると環境の変化によって考え直してもいいというものがあるのではないのでしょうかという視点の投げかけをさせていただいたわけです。

健康診断は、その象徴的なものと捉えております。私はこれまでも発言の中で、水質検査や、学校薬剤師の存在や、あるいは先ほど母子保健との関係のお話も出ましたが、尿検査の問題とか、実は重複しているいろいろなことがございます。そういう中で整理できるところは整理する必要があると思っているわけでありまして。余り議論の幅を広げないために健康診断について申し上げます、1号認定子どもは、それでは年1回以上というようなことで押さえてみたらいかがでしょうか。そして、2回以上を御希望されるというか、それが必要だろうという施設長なり施設者においては2回なり、あるいはもっと多くされればいいことであります。そして、その必要最低限のことについて、例えば2回されるということであればそこに加算をして差し上げるといったような制度的な上積みというか、一つの方向性をお出しになってみてはいかがでしょうか。施設においては、1号認定の子どもについては年1回で足りると判断した場合には、ぜひそれをお認めいただきたいと思

います。

その理由といたしましては、小児科医の不足や、あるいは小児科医の先生の負担軽減といったことも申し上げてきましたが、現在皆さん御承知のとおり医療環境や医療の技術の向上を初め、乳幼児を取り巻く医療環境というのは、学校保健安全法とか、そういったものができた時代と比べますと、今は大きな進歩が見られます。

そしてまた、お陰様で乳幼児医療を助成というような制度がかなり浸透してきておりまして、自治体によってはもう義務教育年代は助成をしましよというところまでできております。そういうような中において、保護者の皆さんが乳幼児の健康についてかかわりやすいという環境は十分できていると思います。

なお、健診というのは先ほど歯科健診もありましたのでそれを含めての話ですが、いわゆるスクリーニングでありまして、病気なり、あるいは何か治療を必要としている方の診療とは異なるものであります。したがって、そのスクリーニングの在り方として現在の健診の必要回数を考えた場合、少なくとも1号認定のお子さんは年1回以上でよろしいのではないかとということをもう一度述べさせていただきます。

それから御質問ですが、先ほど感染症絡みについて学校保健安全法というものが出ておりますが、健康診断のことに私はずっとこだわっているのですけれども、学校保健安全法は昭和30年代の法律だと思いますが、これを今、見直しているような向きがあるというふうに仄聞しております。そういう事実があるかどうか。もし事実があるとすれば、見直しをされている部分、進めようとされている部分はどのようなものなのか、お聞かせいただければと思います。これは、今回でなくて結構でございます。

それからもう一つは要望でございますが、そろそろ個別の現行認定こども園、あるいは幼稚園や保育園が新制度に移ろうとするときの相談窓口について、幼稚園を基盤としているところは文科省に、保育所をしているところは厚生労働省にということで、これまで結構個別の対応をしていただいております。本当にお礼を申し上げますが、新制度がだんだん明らかになってきてその枠組みも見えてきておりますので、本当に個別にいろいろなものがございます。その方たちがどこに問い合わせたらいいのかということについて、国の窓口の一本化ができるかどうかわかりませんが、いずれにしましても例えば我々の団体に対してそういう問題を抱えている方はこのところの部署だということをお命じいただきますと、個別の問題は一つ一つ解決できるのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員どうぞ。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私からは2点ですけれども、39ページの「既存施設からの移行の特例に関する考え方」で、ほかの委員からも御意見が出ておりましたが、「施行10年経過後に、…改めて検討する」というような具体的な考え方が示されています。そうであるならば、施設が10年のう

ちに新基準に適合するように努力するような方向でのインセンティブが働く仕組みなども検討すべきではないかと考えます。

同様に、同じ観点からでございますけれども、49ページの「運動場等の設置・面積（代替地の取扱い）、並びに50ページの「屋上の取扱い」について、満2歳以上の子どもに係る必要面積の算入について示されてございますが、これもあくまでも当面10年の措置であると明確に位置づけるべきであろうと考えます。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭については、経過措置期間中の5年を経過したら、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持っていないと説明を受けてきた。新たな幼稚園型一時預かり事業や幼保連携型認定こども園で行う延長保育事業に配置される職員は保育教諭でなければならないのか。例えば、何らかの事情で保育士資格のみの職員が一時預かり事業や延長保育に対応することはできないのか、確認したい。

園児要録について、対応方針案では「全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園の園児要録を作成し、子どもが転園や進学した場合、その転園先や進学先にその要録の抄本または写しを送付する」とあるが、現在保育所では、保育所児童保育要録を小学校に提出しているだけで、転出先には渡していない。ここが幼稚園と違う点で、今回の幼保連携型認定こども園では、転園した場合も園児要録を送付しなければならないとなっている。この園児要録の作成は、基本的には3歳未満の子どもも対象に含むのか、確認したい。

また、「研修等」について、対応方針にある「教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の習得に努めることとする。施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上を図らなければならない。」に賛同する。なお、その研修機会が確保されるための体制整備について検討いただきたい。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、坂崎委員お願いいたします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。何点か、お願いいたします。

私は、基本的に今回の幼保連携型認定こども園に対する考え方ですけれども、今回の子ども・子育て支援法ができた段階で、幼稚園も保育所も基本的には選択をするというところに立ったのだということで、先ほど国民の期待という話がありましたが、その意味ではこの幼保連携型認定こども園というものの国民の期待は非常に高いものだと思います。

そういう意味での環境を整えているのだと考えますので、先ほど橘原委員がおっしゃいましたけれども、それらにかかわるような形でのきちんとした公定価格をつくってほしいということや、または教育的な配慮や安全・安心というものを前提条件としながらも移行しやすくすることが必要だと思います。現実には、幼稚園と保育所というものがあるわけで

す。3万8,000近くの施設があるわけですから、そこから現実的にそぐわないようなものを移行の特例でつくるなどというのは、逆にいうとおかしいのではないかと思います。ですから、このような形に選択したいという方々に対する補助をしていく考え方をきちんと整えてあげていくべきだと思います。

特に今回、移行特例の中で先ほどもありましたが、10年で新たな基準の方向に持っていくのだと、もしするのであれば、やはりそれはこの10年の間に移行した幼稚園や保育所に、補助をつけるなりしないと、当たり前の話ですが、その高い基準にはならないわけです。そういうことを前提条件としながら、2～3点お話をさせていただきます。

園長資格ですが、私はこのことで基本的に賛成をしているのですが、やはり何らかの形でこれから先、教諭の免許や保育士の資格を有するような形のものを、例えば現行の持っていない方々であってもそれらに取り組みでいける仕組みというものをどう手だてをしていくのかということが大きなことだと思います。当たり前ですが、学校でもあり児童福祉施設でもあるということは新しい施設であるので、現行の方々が行えるような形にしてあげると同時に、そういうことを研修も含めて、またはそういう資格を取らせるようなことを行ってあげることが大きいのではないかと思います。

そこに関してで、園長を補佐する副園長、教頭という管理職の考え方ですが、私はこの新幼保連携型認定こども園にかかわらず、施設の類型にかかわらず、副園長、教頭というのはやはり共通の課題だと思っているのです。どういうふうと考えていくことが望ましいのか。例えば、新幼保連携型認定こども園であれば、学校と児童福祉法の施設であるのでやはり置くべきで、今回の場合、努める、努めて置くべきだという表現があるわけですが、その努めて置くべきだというものが、例えば施設の園児数として170人以上、保育所でいうと5%ですけれども、幼稚園でいうと40%以上あるわけですね。それに近いような形の中で、どこかで区切りをつくって、必ず教頭や副園長を置かなければ現実にできないことというものがあるのではないかと。そういう施設の規模に応じて最低限置くべきことを、運営上考えることが大事なことはないかと思っています。

実質的なことを、配慮していく必要があるのではないかと。いわゆる現在定員30人のところに30人の認定こども園ができて、そこに園長も副園長もいるということはどうなのかと少し思いますが、では200人近くあって、そこに園長、それを補佐する副園長があつて、それは当然だと私は考えています。

そういう意味では、副園長や教頭というものが園長を補佐するというのは、教諭もしくは保育士を持っている方が副園長であつたり、片一方しか持っていないけれども、片一方のほうを資格や免許で補佐することができるか、そういうことも現実的には考えるべきではないかと私は思っています。1人の園長が全てを持っていなくても、例えば2人でこういう資格を持っていることで対応することができる。それはある程度の大きな施設ですけれども、そういうことは可能ではないかと思っています。

次に、例えば200人近くの施設が給食をやるとなると、そこにはアレルギーの子どもたち

を考えても相当数いるわけです。そうやって考えたときに、栄養士の必置という言葉がこの間出しましたけれども、やはりある程度栄養士を置いたら加算をしていくとか、それは公定価格の論議になりますが、そういうことを考えてあげることが望ましいのではないかと思います。

食事にかかわる費用については公定価格の議論だと思いますが、栄養士の必置とか、そういうふうな人材とともに、例えば逆の話はアレルギーのような加算ということも考えて物事を進めていくことが大事なのではないかと思います。意見として述べておきます。ありがとうございます。

○無藤部会長 では、榊原委員お願いします。

○榊原委員 これまで丁寧に論点を整理していただいて、まず感謝申し上げます。

1点だけ申し上げます。保育室の設置階数の件です。設置階数について、既存施設からの移行ケースについてはできるだけ安全・安心、それから保育の質を担保するという観点と、それからできるだけこども園に移ってもらうという2つの課題を両にらみしたときに、移行ケースにおいてはこれまでの基準を容認していくということは現実的な対応としてあっていいのかなと思っているのですが、新設のこども園についてまで幼稚園と保育所の低い質のほうをとるというあり方でいいのかということについては、やはり疑問に思っています。

15ページに整理していただいた「対応方針案」を読ませていただいて、誤解していたら教えてほしいのですが、保育室の設置階について原則は1階に設置だけれども、満3歳未満の乳幼児については3階以上も可というふうに書かれているのだと理解しています。この際、配慮すべき事案として火事とか転落とかということが書かれているのですが、震災、大地震についてはどういうふうに勘案されているのかと思います。高層階に子どもたちの保育室を設置した場合、例えば電源がストップする。エレベーターでは降りられない。そういったときに、保育士の方が自分で階段を何階も降りられないような乳幼児を連れて避難しようとしたら、最大2人までだろう。おんぶとだっこ、そして手すりを持ってということになったときに、抱えて逃げられる子どもの数は最大2人ではないか。そうすると、3歳未満の子どもが3階、4階、5階、6階、7階、8階というようなところでどうやって逃げるということを想定なさっているのかを教えてください。

または、電源が失われたときにも自家発電装置があり、自分たち専用のエレベーターで逃げられるような設備のあるこども園ならば認めるということだったらわかるのですけれども、そこをどういうふうに考えておられるのか。火事、転落以外の地震についての想定を教えてください。

先ほど山口委員のほうから、教育的な観点からは例えば8階でこれだけの設備をつくっていたら問題ないのではないかというお話がありました。教育的観点から、ここまでのことをされていたら確かにそうかもしれません。ただ、小さい子どもたちの命を守ることが保育の大前提であるということを考えてときに、敷地がないから、都市部では土地

が高いからということで、高いところに押し込めておくということを制度として容認していくということで、やはりいいのかなと思います。

日本は既に人口減社会に入っており、都市部には空きビルもできています。空き校舎、幼稚園の廃園の校舎等々もある。そういったときに、この新制度においては基礎自治体の設置の責任ということも明確になってきているわけで、ビジネスとして展開なさっていく方たちができるだけつくりやすいようにという要望としてはわかるのですが、基礎自治体が公的な取り組みとして子どもたちの施設をどうつくっていくのかということで、施設の事業者と連携してつくっていくときにまで高層階を当たり前のように容認していくということでもいいのかということは、やはり再考が求められるような気がしています。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 今ほどいろいろな形で今回示されたことに対する意見が出ておりますが、その中で8ページの園長の資格について、自治体の立場から清原委員からも意見が出ておりますけれども、私も市町村の立場で考えた場合について若干意見を申し上げたいと思います。

まず、基本的には園長は教諭、それから保育資格を持っていることは大前提であります。園長という資格を考えた場合、園の子どもに質の高い教育を施したり、または保育に携わっていくという、いわゆる教諭とか保育士という立場での専門性を考えるならば、それは資格が前提となると思います。

しかしながら、園というのはいわゆる人事管理もあるし、財務管理もあるわけですし、保護者とのいろいろななかかわりも持つわけです。特に事故対応とか、災害時の対応とか、さまざまな総合的な運営上の管理責任を園長は伴うわけです。結果的には経営者にいくとは思いますが、第1段階はやはりそこで責任が保護者との信頼関係において発生してくると思うのです。

そういうふう考えた場合、公立の場合は特にそうなのですが、いわゆる一般行政職であって、そしてまた教育委員会等のいろいろな経験を踏まえた中で同等の資質を考えたならば、先ほどあるように人格が高潔でとか、そういうさまざまな園長としての資質が求められる。そういうものがきちんと確保されるということで、設置者がそれを判断して任命するならば、園を運営するという責任者の立場であれば私は当然のことではないかと思えます。

ただ、※印の中で、今後見直しを検討するという言葉が書き込まれておりますけれども、これについては将来考えることはいいと思うのですが、しかし、基本的な園長という資格の考え方からすると、資格を取ることを前提とした見直しというのはわかるのですが、園長と「同等の資質」というところまで踏み込んだ形で見直しを図るとなると問題があるかと基本的に考えます。

それから、座長のほうから、今回ある程度議論も進んできたというお話がありましたけれども、いろいろな御意見があるようでありますが、今日新たに示されたことについても、ほとんどがこれまでの皆様方の意見を踏まえて、大体新たな方針案として書き込まれています。これが絶対だとか、反対とかというのはほとんどないと思います。清原委員も先ほどおっしゃったところですが、私ども町村サイドでも新たな幼保連携型の認可基準については基本的に今、示されている案については評価もしますし、賛意を示したいと考えております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

先ほど榊原委員がおっしゃったことについて、ちょっと反論させていただきたいと思います。最近いろいろな空き教室だとか、空いているところが出てきているというようなお話でしたが、日本全般を見ましても集中しているところとそうでないところがございいます。特に、保育園が足りないような地域というのは人口が集中している地域でございいます。実際に私どもが例えば横浜だとか川崎だとか、東京都内もそうですが、建物を建ててやろうと思うと非常に限られた立地しかないというのは事実でございいます。そういった現実をぜひ見ていただきたいと思います。

それから、高いビルからどうやって降りるのだとおっしゃいましたが、私は前回も申し上げました。しっかりしたビルであれば、これは外に出ないほうが安全なのです。そういうビルは幾らでもあります。そういったことも含めて検討していただければいいかと思います。

最後に、これは気にかかったのですが、ビジネスとして展開されている方には云々というようなお話がありましたが、これはちょっと侮蔑的な表現ではございませんでしょうか。訂正をお願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

○榊原委員 ビジネスとして展開される方とは申し上げていません。ビジネスとして展開される際は、と申し上げました。

○無藤部会長 それでは、そういうことでよろしく申し上げます。

古渡委員、お願いします。

○古渡委員 今の山口委員と榊原委員、特に榊原委員も大事ですし、山口委員の発想というのは非常に大事だと思っています。

実は、これはすごく大事なことだなと思っているのは、園庭とか運動場というのをもう少し丁寧に論議していく必要があるのではないかと考えています。その理由は、うちの福島県でいえば園庭を囲っちゃうというところも出始めているわけです。そうすると、インドアの園庭というのも発想的にはあるだろうと思うのです。ただ、その面積とかどうのこうのという問題は多分あるとは思いますが、ある意味では少しその辺も考慮して

いく必要はあるのではないかと思いました。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

幾つか質問もありましたので、よろしく願いいたします。

○蝦名幼児教育課長 ありがとうございます。

たくさんの御質問をいただきましたので、全部にお答えできるかどうかはあれでござい  
ますが、次回改めてこの基準について御議論いただく際にいただいた御意見についての考  
え方というものを整理させていただけるようなことができればと思っております。

その中で、本日園長の資格の件で清原委員、荒木委員ほか、多くの委員から御意見を頂  
戴いたしました。保育教諭については、今回5年間の経過措置で、片方の免許資格でもっ  
て保育教諭になれる。ただし、その間に集中的にお持ちでないほうの免許資格を取りやす  
くするよという特例措置を設けております。

それで、園長についてもその特例資格を用いてはいけないということにはなっておりま  
せんので、そういった面から持っていない方の免許資格を取りやすくするというふうな  
道はあるだろうとは考えてございます。

それ以外にも、さまざま園長については御意見をいただきましたので、次回に向けて整  
理したいと思っております。

それから、園庭につきましても複数の委員の先生方からいただきました。園庭の必要性  
ということについて、幼稚園について申し上げれば、子どもの興味や関心の深まりとか変  
化に応じて主体的に子どもが活動を展開できるように、それをその保育者、幼稚園教諭な  
どが意図的、計画的に子どもの活動というものをつくっていくように、幼稚園はほとん  
ど環境を通じた教育を行うということを旨としておりますので、そうしたスペースとして  
必須のものとして取り扱ってきております。

この点については、実は保育所も余り変わらないはずでありまして、一方、保育所が代  
替地を明示的に認めるようになったのが平成13年です。その理由としては、待機児童の解  
消というものがあったというふうに聞いております。今、御説明できるのは、そういった  
経緯ということと必要性ということだろうと思えます。

屋上について、山口委員から具体的な事例もお示しをいただきながら御質問等をいた  
だいております。基本的に屋上について現在、幼稚園においては面積に算入をするという扱  
いになっていないということにつきましては、1つには安全性の確保ということがもちろ  
んありますけれども、もう一つには今ほどの園庭の必要性とかぶりますが、教育的な観点  
から自由な活動をそこで子ども自身がつくり出していけるように、それを保育者が適宜援  
助をしていけるよという2つの要請からということでございます。

安全基準も上がっているというのは恐らくそのとおりで思っておりますが、一方で  
屋上においては、これは一般的な屋上の捉え方として、通常、人が出入りすることが考え  
られているわけでは必ずしもない。これは一般論ですけれども、施錠されているようなケ  
ースが多いだろうというふうに通常の屋上の用途としては思います。そうした屋上の特質



と、それから教育的にはそこで子どもの自由意思で出入りをして展開していけるようなものがどう調和できるかという課題が屋上にはあるのだろうと考えております。そういったことから、基準の内容としては屋上の面積算入は基本的に各園でしっかり確保していただく面積としての算入については認めないという方針をお示ししているところでございます。

もとより、そうはいつでも使うこと自体はもちろん可能なわけでございますけれども、そうしたことと本日の資料でもお示しをいただいた、例えば図の2でビルの8階にある、こういった施設というものをどう考えるかというのは、私自身もまだ整理ができておりませんが、基本的に屋上を園庭として代替できないのではないかとこの案を御提案させていただいている趣旨というのは、今ほど申し上げたようなことでございます。

それから、北條委員からこれらの基準の内容が全て「従うべき基準」なのかどうかという質問がございましたけれども、これにつきましてはこれから吟味をしていく必要があるだろうと考えてございます。法律上、何が「従うべき基準」で、何がそれ以外なのかということについては、定性的に規定をされているわけでございますので、一つ一つの基準についてそれがどうであるかということこれから吟味していく必要があるのだろうと考えてございます。

それと、移行特例について10年間の期限というものを設定し、そこまでにその基準を満たすことに努めていただくというようなことを案としてお示しをさせていただいております。これは経過措置なのかどうかということで、経過措置そのものでないのはご覧いただいたとおりではございます。

こういった記述をさせていただいた趣旨というのは、先般も御意見をいただいたような経過措置的なものが必要ではないかという御意見を踏まえて、このような取り扱いを考えてみたということでございます。御理解いただければと思います。

それから、溜川委員から学校の保健安全法の改正の動きがあるのではないかと。これは、どうも私の聞き及んでいる限りでは改正の動きということではなくて、健康診断の項目が現在の状況と合っているかといったような検討を今、行っているという事実があるところでございますが、法自体の改正については特に我々のほうでは動きがあるとは聞いてございません。

それから、佐藤委員から幼保連携型認定こども園については保育教諭ということ、一方、一時預かりや延長保育を行う際の職員の資格をどうするか。保育教諭でなければならないのかといったような趣旨のお尋ねかと思っておりますけれども、幼保連携型の認定こども園に置くべき職員と、それから園長保育、一時預かりの事業の要件をどうするかというのは一応別の問題というふうに考えてございます。今お示ししている欄では、専任の職員であれば一時預かりの一般の形態ならば保育士だけでいいというような御提案になっているかと思っております。

それから、要録については対象年齢をどう考えているのかという御質問もございましたが、今のところ0～2歳も含めて幼保連携型認定こども園で受け入れている子ども全体に

ついて要録を作成いただいて転出先等に送付をいただくというようなことを考えているところでございます。

○林幼児教育課企画官 追加でございます。

北條委員から、資料の6ページの赤字の1行目ですね。これは、前回秋田委員からも御意見がございましたけれども、「原則として専任の保育教諭を一人以上置く」という表現と、今回の対応方針案の関係が整合的かどうかということでございます。下の「対応方針案」にありますように、専任の保育教諭としております。これが原則でありますので、こういう考え方も整合的だと考えておりますが、今の幼稚園の基準と同様に、特別の事情があるときは3分の1の範囲内で専任の助教諭、または専任の講師による代替も可能となっておりますので、いついかなる場合でも専任の保育教諭でなければならないという基準にはなっておりません。

なお、その際に10ページとの関係もお聞きいただきましてありがとうございます。いずれにしても、講師は常時勤務、常勤でなくてもよいということになりますが、その常勤でない講師等をどの程度置くことができるかということについては公定価格の扱い、保育所の運営費の扱いでも一定のルール、制約を設けていると承知しておりますので、そういったものとの関係も踏まえ、または今お伺いしているような学級担任は常勤的な方が望ましいという御意見もありますので、さらに今後公定価格の議論などにおいて整理する必要があると考えております。

それから、関連して26ページの食事提供の義務は保護者にあるのではないかとということでもあります。保護者に養育義務はもちろんあるということで、その限りにおいてももちろん親がすることがよいとは思いますが、特に保育が必要なお子さんについては親が働くなどして食事提供できない方を保育する施設でございますので、そういった施設の特性に応じて2号、3号の子どもさんについては施設が食事を提供する必要があるのではないかと考えております。

健診について、古渡委員から歯科健診の扱いについていただきました。これは健康診断の項目として歯科も入っておりますので、規定としては原則として年2回以上やるということになります。

あとは、吉田委員から母子保健などとの関係という御意見をいただきました。御指摘のように、プライバシー等の問題もあります。保健所、保健センターから園にそういう情報がいくことができるか等々あると思いますが、担当課とも少し相談をしていきたいと思っております。以上です。

○橋本保育課長 先ほどの佐藤委員の一時預かり等の質問につきましては、幼児教育課長からもお答えがございましたが、別途の事業でございますので、それぞれの事業の中で幾つかのタイプも分けて型をつくっておりますので、そういった中で細かく検討ということにはなりますが、基本的には現在定めておりますような保育士等の要件の中でやれるものと考えております。

それから、榊原委員のほうから高層階に保育室を置いた場合の取り扱いについて御質問をいただきましたが、15ページのところに記述してあります内容は今の保育所における取り扱いというものに準じた形で書かれているものでございます。設備面での基準ということではここに書かれているとおりでございますが、いざそういった大規模災害、地震等を含めた災害が起こったときに直ちに避難できるようにということで避難訓練を行うとか、そういった取り扱いを今、保育所については定めているところでございまして、そういったものを参考にしながらこういったものをどう取り扱っていくかを考えていくということでございます。

○長田参事官 最後に、溜川委員から御要請もございました相談窓口の件でございますが、事業者の方のみならず保護者の方への周知も含めまして、かなりいろいろ御議論を詰めていただきまして基準も徐々に明らかになってきております。そういったことを踏まえての広報物の作成でありますとか、Q&Aの充実とか、そういったことと併せて、今後しっかり取り組んでいかないといけないと思っておりますので、御提案の点も含めまして3府省事務局の中でしっかりと対応方針を検討していきたいと思っております。

○無藤部会長 では、山口委員どうぞ。

○山口委員 先ほどお答えいただけなかった点が1つあります。まず【図1】でお示しした件で、【図1】の場合は保育室を3Fと書いてありますが、この3Fは認めるのか、認めないのかということをお伺いしたいということが1点でございます。

それから、これも先ほどの御答弁の中でどうもお話を聞いているとイメージとして観念的に屋上は危ないという言い方のように私には聞こえたわけですが、そのイメージだけが先行するのではなくて実質的に、では1階だったら絶対安全なのか。火災という面では安全かもしれませんが、1階で園庭の垣根が低いためにそこから子どもが逃げ出してすぐ近くの道路で轢かれてしまう。こちらのほうが、よほど危険性が高いのではないかと思うのです。実際に私どもも何度もくいとめましたが、園を脱走しようとするような子どもたちというのはやはりいるのですね。

そういったことを考えると、例えばですけれども、それと比べればまだ屋上のほうが安全ではないか。実質的な安全というものをしっかり勘案していただいて、屋上だから絶対だめとか、高層階だから危ないとか、観念的に捉えないでいただきたいということでございます。

○蝦名幼児教育課長 今ほど質問のありました、先ほど配付いただきました資料の【図1】のケースについてですが、こういったケースは多分あるだろうと思っております。それで、国として例えばこういう場合はこうだというふうなマニュアル的なものを示しているわけでは必ずしもありませんが、通常1階かどうかというのは避難階かどうかということでの判断、運用が恐らく認可権者においてされているであろうと思っております。

我々が見聞きしているところだと、恐らくこの3階というのは地続きであればこれが1階というふうにカウントをされ、下から数えれば4階ということになるかもしれません

けれども、この上に保育室を認めているというケースがあるだろうと思っています。

もう一点の設置階の関係は、御意見もいただいております。安全性とともに、教育的な観点から子どもが自由に出入りをして、そこで教育活動を自分の興味、関心に応じてできるかどうかという点もあろうかと思っています。そういうことで、安全性ということからすれば、落下防止などによって地上よりも安全だという状況はつくれるかもしれませんが、一方、そういった教育環境がどの屋上でも多分つくれるという話ではなかろうとは思っております。

御紹介いただいた8階のようなケースなどについても、もう少し我々としても勉強を試みたいと思っておりますが、基本的に御提案を差し上げた趣旨というのはそういったような問題だと思います。

○山口委員 余り8階にこだわらないでいただきたいのですが、極端な例を出しただけでございますので。

○無藤部会長 山口委員の趣旨は、屋上とか中庭みたいなものが子どもにとって使いやすい場合にどうかという理解ですね。それは、事務局で御検討いただければと思います。

それでは、次に最後の3番目の議題ですけれども、確認制度と地域子ども・子育て支援事業につきまして、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 では、まず資料3の確認制度の関係から御説明いたします。こちらも従来から御議論を重ねていただいておりますので、それを踏まえながら整理をさせていただいております。

5ページのところをお開きいただきますと、運営基準の主な検討項目ということにつきまして赤字で書き足しておりますが、運営基準の中で、内閣府令で規定をする内容と、それからその基準の運用に当たりまして通知等により明確化していく内容、ある程度そういったものを整理しながら考えていく必要があるだろうということを加えさせていただいております。

それで、具体的な項目でございますが、6ページからまず教育・保育の内容、あるいは手続についての説明という点でございます。「対応方針案」のところに書いてございますように、あらかじめ保護者に対する説明を行うということございまして、その内容事項といたしまして、1つは後ほど出てまいります運営規定、苦情処理体制、事故発生時の対応、こういったことを対象としてはどうかと考えております。こういったことが事前説明されるということと、情報公表の対象にもなるということで、保護者のほうでこういったことを参考にしながら施設を選んでいくということになることが見込まれております。

続きまして7ページのほうでございますが、「応諾義務」の関係でございます。こちらは、法律の中で正当な理由がなければこれを拒んではならないということが書かれているわけございまして「対応方針案」の中にもございますが、いろいろなケースが考えられるわけでございますけれども、それらそれぞれについて慎重に整理をした上で運用上の取り扱いをお示ししていくことが必要かと思っておりますので、このところにつきましてやはり運

用上の取り扱いをさらにきめ細かく整理をした上で示していきたいと思っております。

その上で、下に2つ〇が書いてございますように、なかなか自分の施設で提供することが困難であるというときに、ほかの施設への連絡ですとか紹介、市町村によるあっせんの要請など、そういった措置を講じていただく。あるいは、市町村やほかの施設・事業者が行う連絡調整にできる限り協力していただく。こういったことを書き込んでいってはどうかと考えております。

それから、8ページのほうにまいりまして「定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考」でございます。幾つかの選考方法を例として書いてございますけれども、こういったものを各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で行っていただくということでございます。また、情報公表項目にもこういったものが含まれてまいります。

それから、9ページのほうにまいりまして「支給認定証の確認、支給認定申請の援助」でございますが、あらかじめ支給認定証の確認をしていただくということと、まだ支給認定申請が行われていないときにそれに対する援助をしていただくということを書き込んではどうかと考えております。※印にございますように、教育標準時間認定の申請の場合につきましても、利用施設内定後に認定こども園や幼稚園を通じて簡素な手続で行うことを可能とするといったことを親会議のほうで提案させていただいておりますので、それも書き加えさせていただきました。

それから10ページでございますが、「子どもの適切な処遇」ということで「利用児童の平等取扱い」ですとか「虐待等の禁止」「懲戒に係る権限の濫用防止」、それぞれ当然のことでございますけれども、改めてここに記述したいと考えております。

それから11ページでございますが、「連携施設との連携」、地域型保育事業についてのものがございますが、ここがございますそれぞれ連携施設の設定をしていただくということと同時に、連携内容を明確にするように努めていただくということがございます。

それから、給食の外部搬入ですとか、嘱託医の関係での合同健診ですとか、あるいは優先利用枠を設けていただく。こういった場合には、どこの施設との間で連携関係にあるのかということの情報公表項目として明示いただくということでございます。

それから、12ページにいきまして上の、上乗せ徴収の関係でございます。こちらにつきましては、その次の13ページのほうに対応方針を書かせていただきましたが、やはり公定価格のあり方、あるいは実費徴収にかかる補足給付の事業、こういったものと密接に関連いたしますので、そういった教育・保育の多様性の実態、あるいは公定価格の中で対象とする経費の考え方も踏まえながら、公定価格の議論の中で検討していくことが必要かと考えております。

それから、その他の事項といたしまして不正行為、あるいは虚偽などが把握された場合には、それを市町村のほうに通知をしていただくということでございます。

それから、14ページで管理・運営等に関する事項の中の一つで先ほど出てまいりました運営規定でございます。この中でどんなことを定めていただくかということで、①～⑪ま

で書かせていただきました。施設事業の目的や方針ですとか内容、職員の状況、あるいは日にちや時間の関係、利用料の関係、利用定員の関係などをここに書かせていただいております。こういった重要な事項につきまして運営規定の中で書いていただきまして、それをあらかじめ説明していただくという形でどうだろうかということでございます。

16ページのほうに飛びまして、「個人情報管理」でございます。「正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない」ということを明記するという。それから、現に従事している方はもちろんのこと、退職後もそういったことを漏らすことがないような措置を講じるということでございます。

それから、下のほうにまいりまして「非常災害対策、衛生管理等」ということですが、非常災害についての計画ですとか通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施ということを求めてまいりたいと思います。

それから、17ページのほうにまいりまして「事故発生の防止、発生時の対応」でございます。この運営基準は、施設や事業者のほうに守っていただく内容でございますけれども、その一つとして事故の発生の防止ということで、事故が発生した場合の対応ですとか報告の方法等について記載されました指針の整備、それから事故が発生した場合、あるいはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。それから、事故発生防止のための委員会、従業員に対する研修を定期的に行う。

それから、「事故発生時の対応」ということで、万が一、事故が発生してしまった場合に保護者、家族は市町村に対する速やかな報告を行っていただく。それから、状況を記録していただく。それから、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償をしていただくということを施設・事業者のほうのルールとして定めておきたいということでございます。

その上でということですが、施設・事業による対応のみならず、特に重大な事故に係る情報の集約や公表、それからこういった事故情報の分析やフィードバック、事故再発防止のための支援や指導監督、こういったことについては行政サイドのほうの取り組みのあり方ということになってまいりますので、それについてはまたさらに検討していくことにしたいと考えております。

それから、18ページのほうにまいりまして「評価」でございます。自己評価及びそれに基づく改善につきましては全てに求めていく。それから、施設事業の種類にかかわらず学校関係者評価、第三者評価につきましてこの受審に努める。また、コスト評価につきましては公定価格の中で検討していくということではどうかと考えております。

それから、19ページは「苦情処理」の関係でございます。市町村のほうへの必要な協力、改善といったことを定めてはどうかと考えております。

20ページは「会計の区分」でございます。教育・保育施設、あるいは地域型保育事業ごとに区分経理をしていただく。それから、財務諸表の公表をしていただく。こういった

ことを基本といたしまして、公表方法など運用面については詳細を今後さらに検討をさせていただきたいと思っておりますし、また会計上の取り扱いの細部につきましては、給付費の用途などの問題も含めましてさらに検討をしてはどうかと考えているところでございます。

それから、21ページにまいりまして「管理・運営等に関するその他の事項」ということで、職員の勤務体制を定めていただく。あるいは、研修機会を確保し資質向上を図っていただく。それから、広告を行う場合には虚偽、誇大なものにならないようにしていただく。撤退時には、当該事業者や市町村のほうで連絡調整を行う。その場合には、できる限り協力をしていただく。あるいは、そのときには定員については弾力的に取り扱う。こういった中身を定めていってはどうかと考えております。

確認制度の関係は、以上でございます。

○竹林少子化対策企画室長 それでは、引き続きまして地域子ども・子育て支援事業の関係で5種類の資料を用意しておりますが、最初に資料4-1の「利用者支援事業について」御説明したいと思います。資料4-1をお開けいただければと思います。

最初に1ページでございますが、この事業の趣旨、あるいは経緯等について再度復習で書いてございます。

2つ目の○の「事業法定化の経緯」というところですが、この事業につきましては昨年、最初に政府が提出した法案の中では地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていませんでしたが、国会における審議の過程の中でこのような事業の重要性が共通認識となりまして、国会の修正という形で独立した事業として追加されたという経緯がございます。

その下の段落に書いてございますけれども、新制度ではさまざまなタイプの教育・保育の施設、あるいは事業というものが制度化されております。その中で、それぞれ個々の御家庭のニーズに応じて確実に提供するためには、やはり保護者だけが考えるのではなくて、それらの利用を支援するようなコーディネーションが必要だろう。このような考え方から、独立した事業として法定化されたものと承知しております。

このような必要性というのは、実際の現場ではたくさんあることだと思っておりますので、各地それぞれさまざまな実態としての先進先事例というものはあろうかと思っております。

2ページには、その代表的なものとして松戸市の子育てコーディネーター、あるいは横浜市の保育コンシェルジュについて御紹介をさせていただいております。

松戸市の事業は、地域子育て支援拠点の中の事業として、その中心スタッフを子育てコーディネーターという形で養成いたしまして、各種の事業の情報提供とか専門の機関への紹介を行っているものと承知しております。

一方、横浜市の保育コンシェルジュにつきましては区役所に非常勤の職員を配置しているもので、主として保育関係の各種サービスの情報を集め、相談に乗ってマッチングをしている。あるいは、保育所に入所保留になった保護者のアフターフォローもしていただいているというふうに承知しております。

3ページをおめぐりいただきたいと思っております。このような先事例も踏まえまして、私

どもは新しい事業ということもあり、今回この部会に御提案する前に、さまざまな先進自治体の方であるとか、同種の先行的な事業を行っている方であるとか、あるいは有識者の方々に定期的にお集まりいただきましていろいろ御意見を聞き、御議論をしていただきました。その成果を取りまとめたものが、この3ページ以下の資料でございます。

まず、このような先行事例を踏まえまして、新制度のコンセプトといたしましても大きく分けると2つぐらいの形態があるかと思えます。

1つは行政とは独立した事業として行われている形態で、地域子育て支援拠点でありますとか、保育所でありますとか、親子が継続的に利用できる施設で行われるタイプのものです。事業といたしましてはポツを2つ書いてございますけれども、1つは子育て家庭の個別のニーズを把握する。ここが出発点でございますが、その中でさまざまな幅広い施設事業、これは支援法に乗るものも乗らないものも含めて、こういったものの利用に当たっての情報提供、あるいは利用支援を行っていく、いわば包括的な利用者支援の機能ですね。

さらに、そのベースとなるところの地域づくりと申しますか、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり、あるいは足りない場合には地域で必要な資源の開発にも取り組んでいく。このような地域連携機能ともいえるべきものですが、こういう2つの機能を備えているようなタイプのものと、もう一つは主として行政窓口で置かれて、特に待機児童が多いような地域で、「個別のニーズを把握していく」という点では共通しておりますが、特定の保育所等の特定の施設の利用支援を中心に行うタイプのもの、いってみれば(1)の部分実施というような性格といえるかもしれません。このような共通点を持ちながらも、大きく分けて2つのタイプのものが想定されるかと思っております。

このあたりを踏まえまして、4ページ、5ページで事業実施要項の案を整理しております。

まず「事業の目的」といたしまして、実質的な支援対象者というのは保護者が中心になるかもしれませんが、やはり事業の目的といたしましては、一人一人の子どもが健やかに成長できる地域社会の実現をしていくのだ。このような視点を忘れてはならないという御議論がございました。「事業の実施主体」は市町村ですが、民間の方に委託も可能であるということですよ。

それから、「事業の内容」といたしましては、法律に基づきまして保護者との身近な場所でこういう相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を実施する事業ということで「実施方法」のところ、「実施場所」につきましては子ども、その保護者、あるいは妊娠している方などが身近な場所でこういう相談に乗っていただけるということですので、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設、あるいは市町村窓口といったところが想定されます。

また、「職員」につきましては各種の資格を持っている方を初め、自治体の研修や認定を受けた方、子育て等につきましまして相当の知識・経験を有して社会資源に精通した方のように、特に資格に縛られずに1事業所1名以上の専任職員を配置していただくということ



でいかがかと考えております。

それから5ページでございますけれども、その「業務内容」ということで、先ほど申し上げたものをもう一度整理しております。

1点目が、先ほど利用者支援機能と申したものでございまして、利用者の個別ニーズを把握し、さまざまな施設、あるいは事業の情報集約提供をして利用支援を行う。また、円滑に施設や事業が利用できるようにするという機能でございます。マッチング機能と呼んでもいいかもしれません。それから2点目でございますけれども、地域づくりの機能でございます。

それから、それに加えて広報啓発やその他の附帯事業も行っていただくということで、この中で①～④を全て実施することを基本としながら、この利用者支援機能、マッチング機能につきましては特定の施設を対象とするというふうな一部を実施するというやり方もありだろうし、②の地域づくりの機能につきましては特に行政の窓口に附置されているようなものにつきましては必ずしも実施しないということも可としてはどうかという考え方でございます。

この事業を実際にやるためには、実施主体である市町村がしっかり関係機関にこういう制度があり、こういう人が行きますからということを書いてあげないとなかなか機能しないだろうということで、本事業の周知等を積極的に図っていただく必要があるだろうと考えています。

それから、「留意事項」といたしまして7点整理しております。

1点目は守秘義務でございますけれども、この守秘義務の意味は秘密を漏らしてはならないということに加えて、同じ守秘義務が課されたもの同士では逆に積極的に情報をちゃんと共有して、その方にとっての適切な支援ができるようにしていくということも重要な視点であろうということも付記させていただいております。

また、同じく例えば拠点事業を保育所、あるいは市町村窓口などに置かれたときに、このコーディネーターの方がぽつんと孤立しているようでは力が発揮できませんので、本事業との相互協力、そして一体的な運営体制というものも入念的に書かせていただいております。

また、(3)で研修、技能の向上でありますとか、(4)で虐待ケースの取り扱い、(5)で障害児のケースの取り扱いなどについても整理をさせていただいております。

7ページ、8ページが、こういった事業に対する補助のあり方について整理をしたものでございます。先ほどと話が重複しますけれども、補助の仕方につきましても大きく分けて先ほど申し上げた業務をフルパッケージで行う基本型と、その中で一部の機能を実施する、主として行政窓口に置くような特定型というものを想定して考えてはどうかと考えています。

そして、現在の地域子育て支援拠点事業に地域機能強化型というタイプのものがございます。これは、利用者支援事業が24年8月の法律で入った後、その年の12月、去年の12月

にそれを先駆ける形で予算を事業化したものでございますけれども、その地域機能強化型との関係を整理したものが8ページの資料でございます。今の地域機能強化型は、その中身として地域支援機能と利用者支援機能というふうに整理をしておりますが、新しい利用者支援事業はこの地域支援機能と利用者支援機能の両方持っているものをさらに充実させるというふうなイメージでございます。

左下の枠囲いで書いてございますけれども、現在の地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型につきましては、事業費に加えて非常勤の職員1人分の積算で補助がされておりますが、この利用者支援事業につきましてはフルパッケージである基本型については常勤職員の人件費を積算してはどうか。その分、事業が充実できるということでございます。

また、行政窓口に置くタイプの特定型につきましては、実際の運用も大体非常勤の方が雇われていますので非常勤の単価としてはどうかということでございます。

また、拠点事業の中で今、地域支援機能だけをされている方についてはそのままでは利用者支援に移れませんので、拠点事業の中に地域支援だけを行うタイプのものも残してはどうか。

このようにいたしまして、今、拠点事業をされている方につきましてもその事業を維持し、あるいは、より発展させ、また拠点事業以外の方々も新規に取り組めるようにということで整理をさせていただいております。以上でございます。

○橋本保育課長　続きまして、資料4-2の「病児保育事業について」でございます。

既にこれまで2ページにございます「病児対応型・病後児対応型」「体調不良児対応型」「非施設型（訪問型）」、こういったタイプに応じた論点を出させていただいておりますが、それにつきましては対応方針案を書かせていただいております。

まず、3ページから4ページにかけて「病児対応型・病後児対応型」の人員配置のところにつきましては現在の配置基準によることとしながら、職員の資質の向上のための研修の機会の確保ということを挙げさせていただきました。また、経営的になかなか来る子どもの数が一定しないということで不安定なことが指摘されてきているわけでございますが、補助方法等の部分につきましては6ページのところにまとめて見直し案を提示させていただいております。

現行制度と比較していただければと思いますが、現行制度と同様、定額である基本分と、それから利用児童数に応じた加算分、この組み合わせによって補助を行うという考え方を踏襲しながらでございますが、施設運営の安定化等の観点から、特に基本分の機能の充実を図る方向で検討してはどうかという方向性をまず書かせていただきました。

設備基準等がございますが、これについては現行の基準を基本とし、また基本分の中で地域の保育所等への情報提供や巡回、こういったことを評価してはどうか。また、病後児保育のほうにつきましてはどうしても稼働率が低いということがかねがね指摘されているところでございまして、協力医療機関との連携を評価していくという方向で稼働率の向上を目指してはどうかということでございます。

それから、市町村におきまして病後児保育の利用調整ですとか、あるいはファミリー・サポート・センター等を活用した医師への受診といったほかの事業も含めたネットワークの構築、それからほかの市町村との間での広域的な協定の締結など、こういった調整といったことを発揮していただいたらどうかということでございます。

それから、人件費等につきましては公定価格等の議論を踏まえて設定していく。また、研修につきましては研究班の調査結果なども勘案しながら具体的な内容を検討していく。それから、隔離室等の改修を行う場合に支援をさせていただいてはどうかということでございます。

7ページにまいりまして、「体調不良児対応型」でございます。こちらのほうは実施場所が限られておりますことを踏まえて、医務室が設けられていることを前提としながらでございますが、認定こども園や事業所内保育での実施も可能としてはどうか。それから、保育所における看護師配置の問題につきまして、公定価格との関係を踏まえて整理をする必要があるということを書かせていただきました。

それから、「訪問型」でございます。これにつきまして、高い専門性が必要ということと研修内容・体制のあり方についてさらに具体的な検討をするということ。それから、現在この人員配置基準のもとで保護者の選択の幅を広げる工夫ができるような方式、これも市町村の判断により採用することができるようにしてはどうかということを書きました。

研究班の調査結果につきまして、12ページについてはちょっと数字を直させていただいております。

続きまして資料4-3でございますが、「延長保育事業について」でございます。こちらも既に論点をお出しさせていただきましたけれども、それに沿った対応方針といったことで3ページから4ページについて書かせていただいております。

加算分ということで、対象児童の年齢、人数に応じた保育所配置を求めながら、保育士等の数は2人を下ることはできないという形にしております現行の基準を基本としながら、延長時間に応じた1事業当たりの単価を基本とする今のやり方をベースとした上で、保育所とか小規模保育等の規模の違いを勘案して単価の設定をしてはどうか。それから、保育必要量の区分の議論、あるいは公定価格と利用可能時間帯との関係等を踏まえながら補助のあり方を検討する必要があるだろうということを書いております。

それから、「訪問型」でございます。新たにこういったタイプを設けるということを提起させていただいたわけでございますが、居宅訪問型保育の実施基準に準じる形でさせていただいてはどうか。それから、施設における少人数の延長保育需要への対応ですとか、障害児等の延長保育需要への対応など、さまざまなケースがあろうかと思えます。利用児童にとっての環境を考慮して、市町村が実情に応じて実施できるように一つの選択肢を広げるということとやってみてはどうかということでございます。

それから資料4-4でございますが、「多様な主体の参入促進事業について」ということとでございます。こちらにつきましては、2ページの「検討の視点」の中で対応方針を書

いてございます。前回いただいた御議論なども踏まえまして、1つには市町村が非常勤職員等による支援チームを設けて新規施設等に対する実地支援や相談・助言、あるいは小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行ってはどうか。

加えまして、例えば小規模保育事業などにつきましては連携施設を設けるということについて一定の経過措置を設けております。その経過措置の一つの形態といたしまして、市町村の支援チームがこの小規模保育事業を巡回するといったことも考えてみてはどうだろうか。

それから、「また」ということで、認定こども園の場合でございますけれども、設置主体によっては特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点からこの事業を活用することも考えられるのだろうか。

少し対応方針の中で方向性を目出ししてみたものでございます。

○竹林少子化対策企画室長 引き続き、資料4-5をご覧ください。その他の地域子ども・子育て支援事業についての資料でございます。

おめくりいただきまして1ページ目でございますが、地域子ども・子育て支援事業は法律上13の事業がございます。その中で、この資料上は⑤と書いてあるものを2つに分けておりますので14ありますが、上の6つの事業につきましてはそれぞれ独立した資料を用意いたしましてこれまで議論、あるいは御報告をしております。

真ん中にあります「実費徴収に係る補足給付を行う事業」につきましては公定価格との関係がございますので、今後公定価格の中で議論していただきたいと思っております。

下の7つの事業につきましては、新しい事業ではございませんのでこれまでフリーディスカッションなどの形でさせていただきましたが、この資料によってその議論の整理をし、私ども事務方のほうの対応についても今回整理させていただいております。

なお、妊婦健診の望ましい基準の案というものをつくることになっておりますが、12月26日開催予定の当部会において提示をさせていただきたいと考えております。これらを踏まえまして、必要な改善に努めてまいりたいと思っております。

それでは個別の事業を、時間がございませんのでざっと流しますけれども、2ページからでございます「地域子育て支援拠点事業」でございます。赤字がこれまでいただいた御意見、青字が今後の対応方針の案ということでございますけれども、13事業共通ですが、今、国と市町村の負担で行われている事業に都道府県負担が入ります。都道府県負担とのかかわりが期待されるということでございます。特に、研修制度などのかかわりでは都道府県の役割を期待したいと思っております。

また、事業のさらなる拡充、地域機能強化型の拡充といった御意見がございましたけれども、これは先ほど申し上げました独立した利用者支援事業ということで、一層その補助の充実などを考えております。拠点事業はその主たる実施場所の一つと考えておりますので、両事業相まって一層の充実を努めたいと考えております。

また、開催日数の増加などについてもございました。昨年12月の制度の見直しによりま

して週6日、7日開所する施設については割り増しの補助基準額を設けているところがございます。

それから、幼稚園も子育て支援を行っているけれども、この事業のハードルが高いという御指摘がございました。これにつきましては、認定子ども園や保育所も含めましてそういった子育て支援機能をどのように評価するのか、公定価格の中でも一つの課題になっていると承知をしております。

それから、3ページ目でございますが、「妊婦健康診査」の関係でございます。里帰り出産などの市町村をまたがった利用等について、あるいは地域間格差についての指摘がございました。このあたりにつきましては、母子保健課長通知によりまして里帰り先においても居住地の市町村がその契約を結んで費用をお支払いできるというふうな取り扱いにしているところがございます。引き続き、地方自治体にそのような取り扱いの依頼をさせていただきたいと思っております。

また、検査内容についての御指摘もございましたけれども、先ほど申し上げましたように、望ましい基準の案につきまして次回の26日の合同会議のほうで提示させていただきたいと思っております。

それから、4ページは「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」でございます。幅広い産後ケアの仕組みが必要との御指摘をいただいております。今年の夏の概算要求におきまして、産後ケアの事業を初めとしたモデル事業の提案をしております。地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化を図る提案をしております。まだ予算編成途上でございますけれども、私ども引き続きこの予算が認められるように頑張りたいと思っております。

それから、必要な場合には複数回訪問できるようにしてはどうかという御提案がございました。この事業の趣旨につきましては、とりあえず全戸1回は訪問して、その後引き続き支援が必要な家庭につきましては養育支援訪問事業等につないでいくという性格の事業だと承知をしております。

それから、6ページでございます要対協の事業でございますけれども、産科医の参画を促進することが必要との御指摘がございました。現在も、通知等によりまして産科を初めとした医療機関との連携の促進を図っております。引き続き取り組みを促していきたいと思っております。

7ページはショートステイ事業、トワイライトステイ事業でございますけれども、主たる実施施設として児童養護施設、あるいは母子生活支援施設といったものがございましてけれども、なかなか実施箇所数が広がっていかないという御指摘がございまして。里親や保育士の活用をしようかという御提案ですが、現在でも通知によりまして施設が委託する形で里親や保育士によってもこれらの事業が実施できるということとしておりまして、引き続きそういった取り組みについても促していきたいと考えております。

8ページ、「ファミリー・サポート・センター事業」でございます。病児・病後児の預

かりを行う提供会員の質の担保方策についての指摘がございました。現在、病児・病後児の預かりを行う提供会員につきましては、一定の講習の受講を義務づけているところがございます。引き続き、質の担保方策について検討をしてみたいと考えております。

「その他」、9ページでございますが、こういった13の事業がばらばらにあるのではなくて、子育て支援のネットワークみたいなものを整備・強化していくべきだという御意見を何度かいただいております。この議題の冒頭で申し上げました新たな利用者支援事業は、そういった地域の協働・連携の仕組みづくりというものが大きな役割になっておりますので、そういった利用者支援事業ができることによってこの13事業全体の向上にもつなげていきたいと考えております。

また、行政部内での連携みたいなものもしっかりやるよというお話がございました。この新制度の交付通知でも、まさにこういった包括的な新しい制度ができることを踏まえまして、行政の中でのそういう連携体制もしっかりとっていただくように、一元化していただくよというお願いをしているところでございます。

産後ケア等については先ほどの繰り返しになりますが、26年度概算要求をしっかりと実現したいと思っております。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。

それでは、駒崎委員からお願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。確認制度、多様な主体の参入促進事業、そして病児保育について意見を言わせていただきたいと思っております。

まず確認制度ですけれども、数日前も横浜市で保育ママがお預かりをしていたお子さんが亡くなりました。実は、私ども2年前に横浜市で同様の事件が起きたときに、横浜市に対して再発防止の観点からぜひこのケースについてよく知りたい。情報を我々保育事業者に対して開示してほしいといったときに、横浜市さんが何と言ったかといいますと、「個人情報なので」というふうにおっしゃったのですね。

そして、今回また本当に似たような形でお子さんが亡くなっています。つまり、今の仕組みですと保育事故というのを繰り返し続けてしまう。教訓を引き出せないという仕組みになっています。もちろん、これは犯人探しではありません。再発防止の仕組みです。ですから、この確認制度の中でどうして亡くなってしまうのかといったようなことをしっかり調べ、そして共有し、研修に落とし込み、二度と悲しい事件が起きないというようなPDCAサイクルを回せるように、ぜひこちらのほうを継続的に検討いただけたらと思っております。

2つ目は、多様な主体の参入促進事業についてです。こちらは、小規模保育をメインにお話いただいている非常にありがたいです。

一方で、私どもはその小規模保育、多くの園、複数の園を運営しているときに大変負担になっているのが事務処理です。実は、自治体ごとに出すフォーマットが違うのですね。

そうすると、事務処理で同じようなことを各区で違って出さなくてはいけないということがあります。

ですので、この多様な主体がどんどん参入していったいい保育をするためにも、事務処理の時間というのをなるべく軽減したほうがいい。より共通的に使えるフォーマットを統一できるように、もちろん、これは市区町村の自由に任せられている部分はあるのですが、厚労省等のほうで統一的なガイドラインみたいなものを出して、これが一応サンプルのフォーマットだというふうに出していただくと、共通のソフトウェアをつくって同じようなものに関してはちゃんと統一的に報告できるようになりますので、そうした事務処理を減らすためのフォーマットという部分に関してぜひ御検討していただきたいと思います。

最後、3点目は病児保育に関してです。こちらは御検討いただき、大変ありがたいと思うのですが、この体調不良型に関しては保育園に看護師を置いて病後児も預かりましょみみたいな形でやられていて、この制度は悪くないと思うのですけれども、やはり効果という意味では多少疑問があります。

というのも、看護師を置いても感染性疾患の子をお預かりできませんし、また、実際にお預かりすると感染が広がってしまったりということで、結局病児保育としての位置づけというよりは、違う位置づけが良いのではないかと。確かに保育所には看護師がいるべきです。それで、病児であったり、あるいは障害児であったり、さまざまなケースで対応ができますよという意味での位置づけをし直して、看護師加算みたいな形で、どんな園でも看護師をある種、必要に応じて雇用できて支援できるというふうに、全体的にちょっと広げる意味で位置づけを直したほうがいいのではないかと思います。

ですので、今、病児保育としての位置づけで看護師をとるところなのですが、もうちょっと広い意味で使えるように、この病児保育から外して全体の加算の部分できちんと見ていくというほうが、より効果を発揮できるのではないかと思います。

また、こちらの訪問型に関して保護者が選択をできるように検討ということで、ちょっと迂遠な言い回しをしていただいているのですが、できたらちゃんと利用者補助という形で、施設を補助するだけでなく利用者も補助するという新しい形を市町村が選択できるというふうにワーディングをきちんと入れていただけたらと思います。

そして、ファミサポの病児保育オプションの件ですけれども、こちらは病児・病後児保育事業訪問型とかなりかぶっている部分があります。ここは、きちんと整合性をとるべきかと思います。ファミサポの場合は、自治体はあっせんするだけ、善意のやりとりをあっせんするだけという形になっています。そうだとするとやはり継続的な研修や、あるいはリスクが高い病児保育というものをあくまで利用者とその提供者がやっているだけなので、自治体はちょっと知りませんよというふうに引いてしまうようなファミサポの形よりは、きちんと責任を持って研修もやって、事業の質に対しても責任を持たせるというほうが安全性としては高まるのではないかと思います。

ですので、ファミサポの事業はとてもすばらしい事業なので、そこに無理に乗せてしま

うよりは、きちんと病児保育でリスクの高い子どもをちゃんと見られるというような形で、自治体がきちんと責任をとれる形でやるほうが、子どもの安全性という意味においてはプラスなのではないかと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員お願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。3点です。

1点目が、確認制度の17ページ目のところです。駒崎委員の言及にもありましたけれども、重大な事故が発生したときの対応方針というのをまとめていただき、感謝いたします。さらに検討していくべき内容なども整理していただき、これに賛同します。

ただ、ほかの検討事項においては、施行後何年以内というような時期が明示されていたように思います。行政文書で検討というふうに書かれたときには、いつ、誰がどう検討して、どうなったのかわからなくなってしまうということが、ままあったようにも思うので、この件についてそうなるということを想定しているわけじゃないのですけれども、例えば可能な限り速やかに検討する。その結果を、子ども・子育て会議に報告するといったようなものをつけていただけたらうれしいというのが希望です。

2点目は、地域子育て支援事業についてです。今回、地域の13事業についても新制度の中で入れ込み、自治体のほうで取り組んでいただけることになり大変歓迎はしていますが、子ども・子育て会議においても幼児教育・保育の施設、サービス体系をどういうふうによりよくしていくかということにほとんどエネルギーを割いていて、財源もそちらのほうに向いているので、ここのところが今後の課題になるのだろうと認識しています。

その中で、利用者支援事業について検討をいただいて、こういうふうに整理していただき感謝します。

1点、気がつくのが、この利用者支援事業について事業の目的を、子どもが健やかに成長できるように、その利用の支援をしていくというところを明確にいただいたことは賛成です。

一方、一つ気がつくのは、親が子育てをしていく前向きで、こういったようなサービスを利用していこうというような方たちに対し、そのサービスとのうまいマッチング、よりよい利用というものを応援していく。そこもないので、こういうことをやっていくことは大変必要だと思いますし、今まで民間のNPOの方たちなどに頼ってきたところが公的に位置づけられたということは大きな前進ではあるのですが、こういったような利用者と、それから一方で、より困難な状況にあり、サービスの利用になかなかつながらないような方たちをどうするのかという課題がまだこぼれているなということに気づきます。

一方、実はそういったような相談は児童相談所というところが引き受けることにはなっているのですが、御存じのとおり、虐待通告についても児童相談所は各地とも機能が麻痺状態というときに、例えば十代の妊娠した方たち、近親相姦になってしまった人たち、性的虐待による家庭内での妊娠、不倫、または親が依存症であったり、うつであったりとい



うことで、子どもが生まれても適切な養育ができない、こういうサービスの利用にもつながらない人たち、貧困な方たちといったような要支援、養育困難のかなりのニーズのある方たちをどう救っていくのかということは、この利用者支援事業と恐らく児童相談所との間にあるニーズとして取り組んでいく必要があるだろうと思っています。

3 ページ目のところに、利用者支援事業の事業内容でポツが2つ整理されております。1つ目のポツのほうは、私は利用者支援事業でやっていくのでいいと思うんですが、2つ目のポツのほうにある関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域で必要な社会資源の開発、これは実は本当は高度なソーシャルワークの仕事ではないのか。少なくとも、欧州などの福祉国家において、これは行政の責任においてやっていることではないか。これまで行政の責任の外出しでやっていくというふうに位置づけてしまっているのか。

ここについては、少なくともこの下の(2)の行政が行っていく取り組みのほうに入れ込む必要があるのではないか。そこに守秘義務をかけたり、児童相談所との連携・協力を行っていく。また、専門職を養成していく。そして、継続してかかわれるような人たちを備えていくことで、こうした利用者支援事業のバックアップとしても機能するといったようなものをつくっていく必要があるのではないかと思います。

それについては意見書として出ささせていただいたところと話がかぶるので、ぜひ今後の課題として検討していただきたい。例えば、この新制度の施行後、何年以内にこういうことも検討するというような検討項目として入れていただけたらありがたいと思います。

その際重要なのが、恐らく母子保健の取り組みの分野との関連だと思います。ここの会議には母子保健課の方は出てこれられないのですけれども、そのところが新制度ではまだ弱いところなので、ぜひ新制度にもう少し母子保健のほうからもかかわっていただきたいと思います。

それが3点目の話とかかわるのですけれども、13事業の中の妊婦検診のところ、こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問、それから要対協の取り組みなどのところが今、申し上げたような話にかかわるところで、これは13事業になっていて、それぞれ縦割りというか、別々の制度になっていますが、ここにかかわる、これを必要とする人たちは恐らくかなり重なっている人たちなので、もっと一体的な取り組みが必要ではないかということは、国のレベルでも自治体のレベルでも検討が必要であるということも、今後の課題としてどこかに明記していただけたらありがたい。

その中で、妊婦検診などについては財源が必要な話ではありますが、本来、無償化していくべきことではないのか。飛び込み出産や未受診妊婦がこれだけ各地で起きているというのは、医療保険の皆保険制度が整えられている国としてはおかしい。医師会の方たちが地域格差があるとおっしゃっていることに対するお答えとしても、本当は全国一律無償化していくようなことも含めた取り組みが必要なのではないか。今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員をお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私からは確認制度と利用者支援事業、それから多様な主体の参入促進事業という3つのテーマにかかわりまして6点ほど意見と質問がございますのでよろしくをお願いします。

まず、確認制度についてです。7ページでございますが、「応諾義務」の「正当な理由」の範囲、内容についてどう考えるのかということがございます。対応方針案として「慎重に整理をした上で」というようなことが書かれておりますけれども、「正当な理由」の内容、範囲については非常に慎重に対応・検討すべきだろうと思っております。

保護者対応というのは大変重要な業務であると捉えておりますけれども、単に例えばトラブルが「正当な理由」という位置づけにされてしまうことは問題がありますし、また、滞納についても払えない滞納、あるいは何らかの理由があって滞納せざるを得ないなど、さまざまあるかと思っておりますので、一律に「正当な理由」という位置づけにすべきではないと考えます。したがって、これについては慎重な検討が必要だろうと考えます。

それから、12ページについてですけれども、「上乘せ徴収等の取扱い」について書かれております。これについては、公定価格の中で議論する旨も先ほどお伺いしましたが、限定的な取扱いとして一定の制限を設けるべきであると考えます。また、生活保護、あるいは非課税世帯などに対しては、事業者による免除を適用することも考えていくべきだろうと思っております。

それから、20ページでございます。「会計の区分」の給付費の用途制限については、株式などへの配当を禁止し、施設整備や人件費などの専ら教育・保育の質の向上に資するようなものに限定すべきだろうと思っております。

それから、これは質問なのですが、21ページの「撤退時のルール」について、残余の財産はどうなるのでしょうか。基本的には自治体に返還すべきではないかと考えますけれども、その扱いについてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、大きな2点目としましては、利用者支援事業についてでございます。3ページにある松戸市の子育て支援コーディネーターと横浜市の保育コンシェルジュの先行事例をもとに、4ページ以降の実施要綱案を示したとの御説明を受けましたけれども、実際にはこの2つ以外に、例えば自治体の担当課の職員自体がそのような役割を担っているケースは当然ありますし、また、自治体においては家庭児童相談室や、あるいは生活保護や生活困窮者支援と連携して総合的な子育て支援を行っているといった実態もございます。

さらには、自治体に限らず地域子育て支援拠点事業や児童館等で悩みや相談を受けていたり、情報提供したりしているケースもありますので、先ほど榊原委員もおっしゃいましたが、余り画一的ではなく、少し幅広に検討を進めていくべきだろうと思っております。

最後になりますけれども、多様な主体の参入促進事業についてです。2ページのところに、支援チームということで、「非常勤職員等による支援チーム」と書かれておりますけれども、この支援チームの権限や責任がどうなるのかということについて少し意見がござ

います。この支援チームがさまざまなことをやっていく場合、新規施設等に対する実地支援、や助言ということが考えられますし、また、時には規制をする側での指導を行わなければならないケースもあるのではないかと想定されるところでございます。

したがって、権限や責任の範囲をどうするのかということがありますので、最終的な責任の所在を明確にした上で、保育を初め幅広い分野での専門性と十分な権限を備えたメンバーで編成すべきではないかと思っております。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、水嶋代理人をお願いします。

○水嶋代理人 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

先ほどの駒崎委員の御意見に関連して、個人情報云々ということや、以前にもあった事故ということをおっしゃいましたけれども、今回のケースは急性肺炎という病気だったと発表されています。私たちもその報道の範囲でしか知りません。日常は幼い子どもたちを預かっている私たちとしましては本当に安全で安心な保育を目指していろいろ取り組んでおります。今後も日常的な保育における安全性の確保については怠ることなく、ますます身を引き締めて対応していきたいと思っております。

特に、0歳児の保育については細心の注意を払う必要があり、家庭的保育者の専門性を確保し、保育の質を向上させるには家庭的保育者の保育士資格取得を促進し、就業前の基礎研修、その後の現任研修を充実して実施し、保育者が確実に受講する体制にさせていただくことを望みます。

先ほどから地域における保護者への子育て支援についての意見が挙がっていますが、家庭的保育も地域に根差した保育として例えば保育園の支援センターの様には動けないのですけれども、私たちは地域の中で色々な親子と出会うことができます。

そういうところで、子育てに悩んだお母さんの意見を聞いたり、それからこういう時にはこういうふうに接したらいいんだよというアドバイスをしたりすることも、身近にいるからこそできる子育て支援だと思っております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、藤原代理人お願いいたします。

○藤原代理人 ありがとうございます。

資料4-3の延長保育事業について、1点要望を申し上げます。ここでは、新たに延長保育事業に訪問型を加えてはどうかという検討がされております。

ただ、私どもが前回申し上げましたとおり、既に類似のサービスがファミリー・サポート・センター事業で行われているということを踏まえる必要があるのではないかと思います。企業の立場からいたしますと、まず大前提としてワーク・ライフ・バランスを推進して延長保育事業をなるべく利用させないという努力をするのが原則なのですが、一方でこの延長保育事業というのは財源の一部に事業主拠出金が使われておりますので、類似の事業が既にあるのに、また新たな訪問型を設けるということで費用がふえてしまうこ

とについては、なかなか納得が得にくいかと思えます。したがって、もしこういう新たな訪問型の事業をつくるということであれば、訪問型の延長保育事業の利用と、それからファミリー・サポート・センター事業の利用との間で、合理的で明確な線引きというものをぜひお示しいただきたいと思えます。

これは、次回以降御説明をいただければ結構でございます。よろしく願いいたします。

○無藤部会長 わかりました。ありがとうございました。

では、溜川委員お願いいたします。

○溜川委員 認定子ども園連絡協議会の溜川でございます。

利用者支援事業について、1点だけお願いいたします。今回、大変丁寧に実施要綱案が示されました。5ページの5の「留意事項」の(1)の後段についてお願いがございます。この「さらに」以下の文章が、いわゆる守秘義務をもとに関係している機関や職員などが情報交換等について妨げないようにしようという御配慮だと思いますが、そうであるならば大変ありがたく思います。

ここの会議に参加しているような機関や首長さんにはないかもしれませんが、経験上、私どもの情報はよく尋ねられるのですが、こちらからそのことについてさらに情報を合わせようということでお尋ねすると、守秘義務を盾にお断りされることがままございます。このことで、実は大変お子さん等の問題解決に困難を要することがございます。

そこで、ぜひこの「さらに」以下の文章がそうであるならば、例えばこの文章を読みながらそれが即わかるような、こういう言葉がいいかどうかはわかりませんので十分練っていただければいいのですが。ここでいう守秘義務によって情報公開を共有し、連携を図ることを妨げるものではないというようなこととか、とにかく読んだ人が守秘義務を盾にそれができないように、関係している人たちが十分そのやりとりができるようにバックアップいただけるわかりやすい文言、表現にさせていただきますと大変助かると思えますので申し上げます。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございました。

では、北條委員お願いします。

○北條委員 ありがとうございます。

時間が押しているようですが、最近こういうことが繰り返されておりますけれども、余りに短時間に大量の資料を使って、意見集約が近づいているということで、どんと出されて、何が何だかわからないうちにこの間、議論したじゃないかということで片づけられたら大変困りますので、今後の会議の運営をよろしく願いいたします。

それでは、まず確認制度からでございます。8ページの「応諾義務」、それから12ページの「上乘せ徴収」、このことについては前々から私立学校の特性ということで意見も申し上げてまいりましたし、また、今後の新制度のもとでの私立学校をどう守っていただけるのかということについては資料の提供をお願いしているところでございます。

それとの関係で今回も申し上げなければならぬのですが、そもそも私立学校について

は応諾義務、あるいは上乗せ徴収を制限するとか、こういう足かせは何らなく私立学校の教育の自由が保障されているわけであります。

したがって、大変子どもにとってはなじみのないものでありますが、とりわけ新システムとはいえ、幼稚園、または幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、それで幼稚園を学校法人が関与している場合には直接契約ということになります。保護者との間での直接契約であり、保護者の方々がどういうお考えで本園を御志望いただいたのか。また、本園としてはどういう考え方で教育・保育を行うのかということ相互を確認し合うわけですから、その確認を大切にいただければいいわけであります。

もちろん、子どもも特別な支援を必要とする方々を、その理由だけをもって排除することがあってはならないということは前提であります。それを前提とした上で、ただいまの観点をきちんと生かしていただきたいと思えます。

それで、ここで正当な理由ということで、これは子ども以外の方々には御理解がいかないと思うのですけれども、子どもの私立学校としての観点から申せば、正当な理由というのはそれぞれの園が保護者との関係、契約の中で判断する問題だと考えております。市町村、行政が介入すべき問題ではないと考えております。

12ページであります。上乗せ徴収についても同じことが言えます。学校法人の園にとって、これは直接契約ということであります。これまた保護者との合意のもと、上乗せ徴収というものもあるわけでありまして、これについては柔軟な対応をお願いしたいと思えます。

それから、20ページで会計のところでありまして、「主なご意見」という欄のところでは監査法人による会計監査が必要だということを強調してまいりました。これは、私だけが主張したわけではありません。複数の委員が主張したわけでありまして、これは莫大な公費を使う事業でありますから何としても対応方針に入れていただきたいと思えます。公認会計士、または監査法人による監査報告書を添付し、財務諸表と同時に公表することが必要だろうと思っております。

また、その下のほうの区分経理は当然だと思うのです。区分経理は、当然だと思いません。

また、先ほど例えば配当等に会計からお金を支出してはまずいという御発言がありましたが、そういうことは当然だと思うのです。区分経理という問題と、それからここに出てくる用途制限という問題がどういう関係かということが、必ずしもこの会議に参加していらっしゃる皆さんの中で共通認識がないと思えますが、子どもとしては、区分経理は当然だということを前提にして、用途の制限について、これは例えば補助金のうちの何割は人件費、何割は消耗品、何割は光熱水費、これが用途制限だというふうに理解すれば、これまた学校法人が施設型給付を受ける場合には公定価格があつて、そして利用者負担があつて、その残りが施設型給付額になるわけでありまして、こういった委託費のように運営費の総額が補助金というのですか、委託費として支給される性格とは全く違うわけですから、

そもそも使途制限を加えるというようなことは何の意味もないのではないかと考えます。

それから利用者支援について、先ほどの溜川先生の御発言に大賛成でございます。私も、そういう経験を多々しております。いろいろな行政の関係のところから情報は求めてくるけれども、こちらにもいろいろ心配なことがあるから協力してやっていきたいのに、守秘義務がありますと言って何もおっしゃらない。これは、とてもおかしいことだと思います。

それから、病児保育と延長保育でありますけれども、これについては前回お願いしましたように、ワーク・ライフ・バランスの実現ということとセットにしてやっていただかなければなりません。その議論なしに、ここにどんと出してこれでいいだろうというのは了解するわけにはまいりません。病児保育につきまして、この野放図な推進ということについては反対であるということをお願いしておきたいと思っております。

また、延長保育事業については保育認定法19条の1号、2号、3号の問題ですね。あそこ深くかかわる問題でありますので、そもそも標準保育時間を11時間とすることについて、我々としては絶対に反対であります。そういう立場で、その議論をもっともっていかなければならないということが前提であります。それが無いところに、ぽこんとこういう資料が出てきて、現行制度での民間保育所の基本分、1か所当たり年額456万9,000円というのは一体何のことだか全然わからないわけですから、こういうものがわかるような丁寧な御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、宮下委員をお願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。

確認制度6ページの「提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約」についてですが、入園を希望する園児や在園児の保護者に対して、それぞれの幼稚園が新制度に対する各園の移行方針や教育方針、内容等を事前に丁寧な説明をしよく理解してもらうことがまず大事ではないかと考えます。そしてまた、そのための時間的な猶予が必要ではないかと思っております。

また、契約事務、利用料徴収も含め、園には多大な事務負担やコストがかかりますので、公定価格の算定の中に含めていただきたいと考えています。

7ページの「応諾義務」についてですけれども、特別な支援が必要な子どもの受け入れをするためには、それに合った施設や人材が当然必要であると考えます。全ての園にこのような環境を整えることはなかなか難しいと考えられますので、それらの子どもに対して適切な教育・保育を提供することができる施設を設置したり、あるいは市町村によるあっせんを行うことが大切なことではないかと思っております。

8ページの「定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考」についてです。このような場合の優先選考基準ですけれども、兄弟が卒園、あるいは在園している場合、または3歳未満児、通園をしている場合など、父兄にしてみますとこの幼稚園に入園を希望して願書を出しているわけでございますので、ぜひそういうときには各園の判断で設定できるよ

うな方針にしていきたいと思います。

17ページで、「事故発生の防止、発生時の対応」についてです。「重要な事故」と書かれておりますけれども、もちろん生命に関することは重要な事故だと思いますが、その他の程度の事故を重大な事故というのか、はっきりさせていただければありがたいと思います。

それから、20ページです。先ほど北條先生からもお話がありましたように、非常に大きなお金がそれぞれの施設に下りてまいります。そういう意味では、やはり監査法人の会計監査ということは必要であると考えています。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、山口委員をお願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

5点ございます。最初の4点は意見で、最後に質問です。

まず、確認制度の7ページをお願いいたします。「応諾義務」についてでございますが、応諾義務の遵守については以前より何度となく議論されてきて、必要だという認識は共通してあると思います。

しかしながら、現実を見てみますと、応諾義務がありながら障害児を受け入れないような施設があることも事実でございます。この点をどう担保するかということは重要なことだと思っております。

例えば、ちょっと本件とは関係ないのですが、児童養護施設ですら虐待児はうちは預からないと公言しているような施設はたくさんあります。こういったことが平然と行われることがやはり私は問題だと思っておりますので、ぜひこの応諾義務のところをしっかりと担保できるような制度にしていきたいと思います。

また、それには今、宮下委員がおっしゃったように、補助であるとか、加配であるとか、こういったものが市町村によって異なります。例えば今の認可制度であればこれは一般財源化しております、市町村によって措置をしっかりとしたり、しなかったりということが今のところ行われております。これは公定価格のところ再度申し上げますが、こういったところを配慮していただきたいと思います。

それから、北條委員には申しわけないのですが、福祉施設に参入されるのであれば応諾義務は仕方ないものだと思っております。

次に、17ページをお願いいたします。駒崎委員がおっしゃったとおり、重大な事故を生かすことは大賛成でございますが、先ほど宮下委員もおっしゃったように、重大事故というのは一体どういったものなのか、その基準というのはどういうものかある程度はつきりしていただかないと、すり傷程度のものでなくて少々の事故自体が隠されてしまうようなおそれがあります。

何でも発表されるというのであれば事業者が隠して行って、逆にそういった重大な事故へとつながるようなことになりかねないので、その辺をはっきりしていただきたいのと、

それから犯人探しにならないような制度にしていきたいと思っております。

続いて、20ページの「会計の区分」でございます。何人かの方が、配当については認めないというようなことをおっしゃっておられましたが、過去、厚生労働省の幹部の方が何度も答弁されておりますが、配当そのものが悪ということではなくて、これは例えば銀行借入れにおいて金利を支払うのと同じように株式会社、特に上場企業においてはその金利的な役目が配当でございますので、それを一律禁止というのはいかがなものかと思いません。完全に全部配当に回すというのであればまた別の話でございますが、そのところは反対でございます。

それから、次の多様な主体の参入促進事業についてでございます。これは前回も、事業者へのコンサルティングという要素を入れてはどうかという発言をさせていただきました。その後も、私どものところには、事業者からもコンサルティングをしてほしいとか、行政からも今度新しい制度になるにおいて事業者さん向けのコンサルティングに力を貸してほしいとか、そういった声がどんどん寄せられております。

今回の制度が施行されれば、恐らく一度に多くの事業者さんからの相談がそれぞれの基礎自治体のほうにいくと思えます。その内容としては、小規模認可もあれば、認可もあれば、また認定こども園等、いろいろな事業がございます。その詳細を全ての基礎自治体さんが全て把握して、それで全部やっていけるというのは、大きな自治体さんだったらできると思うのですが、規模によってなかなかできないということもあると思えます。

そういった意味において、コンサルティングというのも一つの手法として有効だと思いますので、これを認めてくださいというよりも、できるだけ基礎自治体に使い勝手のいいような制度にしていきたいと思っております。

それから最後は質問で、病児保育事業の訪問型についてですが、ここの補助方法のところでは現行規定1か所当たり年額671万1,000円と出ているのですが、この1か所というのは訪問型においてどういうことを意味されているのか、ちょっと理解できないのでお教えいただきたいと思えます。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、吉田委員お願いいたします。

○吉田委員 まず確認制度についてですが、16ページのところで衛生管理が入った点については、これはいいことだと思いますので評価させていただきます。

続いて、18ページの「評価」です。これについては、自己評価をまず第一にということですが、その自己評価にしっかりと客観的な視点がある意味入るように、きちんとそのガイドラインづくり、幼稚園においては幼稚園における学校評価ガイドラインというものもあるようですので、それに準じた形でしっかりとしたものを作っていただければと思います。

あとは、利用者支援事業についてです。これについては、例えば妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などとももちろん有機的に関連してくるものであると思



いますので、そういった意味では実際にもうしているかもしれないですけども、体系的な整理が必要ではないかなと思います。

あともう一点、病児保育事業及び延長保育事業についても、当然北條委員がおっしゃられるようにワーク・ライフ・バランスという観点からもちろんそれを優先させるべきだと思いますが、この場においても労使双方の団体がいらっしゃいますので、そういった意味ではお互いに努力をしていくことが大事ではないか。

もう一つ、ファミサポ事業との関連をもっとしっかりと作っていくことが、この病児保育と延長事業を有機的に効果的に活用することになっていくのではないかと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、稲見委員お願いいたします。

○稲見委員 一般社団法人全国病児保育協議会の稲見でございます。

時間がないので、簡潔に言います。病児保育の6ページの見直し案のところ、前回私たちが出しました意見書についてかなり積極的に取り入れていただいて大変ありがたく思っております。

ただ、1つ、6ページの左側の表の現行制度の一番下ですが、今は出来高制で2,000人がマックスになっているのですね。これが、実際に2,200人、2,300人を預かっているところが現実的に出てきているものですから、その人たちに対する救済をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一つ、職員配置についても考慮していただいているのですけれども、隔離室を持つということは必ず保育士が1人ふえるということなのですね。ですから、その人件費なのか、または隔離室設置手当てみたいなものをぜひつくっていただきたいと思ひます。

それから、2ページの「現行制度について」ということで、今は病児対応・病後児対応、体調不児対応、非施設型というふうに分類されていますけれども、実際に私たち協議会でも病児・病後児という言葉は使っているのですが、この病児・病後児というのは本当にわけがわからないところがあって、どこが病児か、どこが病後児かというところがわからない。ですから、これは今すぐではなくて、今後少しこの辺を整理して一つにまとめていく必要があるかと思ひます。

それから、体調不良型はさっき駒崎さんがおっしゃったように、これは保育園の当然の仕事であるので、病児保育に入れる必要はないのではないかと思ひます。

それから、リスクマネジメントです。普通の保育園などに比べて病児保育はやはりリスクが高いので、私たち協議会ではリスクマネジメントソフトを自分たちで作りまして、それで報告義務があって、そしてそれをフィードバックするというシステムをつくっています。ぜひ今度の国庫補助を受けるような施設でもそういうようなものをつくっていただければ、今後の病児保育の質の向上に大変つながるのではないかと思っております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、奥山委員お願いいたします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

意見書のほうは、追加で提出したもので出させていただきます。1つは、地域子ども・子育て支援事業は市町村が主体的に進めていくものですが、それもあってかなり市町村での取り組みの差が出てくる可能性のある事業だと思っております。幼児期の教育・保育に加えて、産前・産後から就学前の全ての子育て家庭にとって必要な事業ということですので、国や都道府県も推進のためのバックアップをお願いしたいと思っております。

次に、利用者支援でございます。地域子育て支援拠点の地域機能強化型との整理をさせていただきますありがとうございます。この8月の横浜市のニーズ調査において、実はもう既に就学前児童を養育する家庭の75%が、自分は子育てする以前に赤ちゃんの世話をする経験がなかったと答えています。利用者支援事業というのは、このような初めての子育て家庭の戸惑いですとか、生活の変化に寄り添い、日常的な生活を支える視点から総合的、包括的に実施されるということが必要だと感じております。

今回、利用者支援事業を通じて、日本のどこで子育てをしても、身近にワンストップの相談窓口があって、原則的に支援が受けられる環境が予定されることが非常に効果的に機能するのではないかと期待されるところで。

そういう意味では、単にサービスのあっせんととどまらず、その支援が必要な背景のアプローチですとか子どもの最善の利益の保障、未来へのエンパワーメント、子育て家庭に必要とされる支援の開拓、地域の多様な世代の理解と応援、このような地域を、子育てしやすい地域づくりという方向性でも捉えていきたいと思っております。そのためには従事者の対人援助力ですとか地域関係機関との関係づくりといったものが求められておりますし、そのことのバックアップもお願いしたいと思っております。

先ほど榊原委員のほうから、ソーシャルワークの視点はかなり専門性が高いのではないかと指摘もいただきました。私ども拠点の中でも要保護、要支援ということはかなり要対協のほうですとか、保健師さんですとか、自治体のほうで取り組んでいただいているとは思いますが、ちょっと気になるのか、相談窓口があってもたじろいであるようなご家庭に対して、発達支援のところで相談に乗るといようなところから、やはり拠点の中だけではなくて地域で生活するところでも、その家庭のための応援団をつくっていくという観点から取り組みが進んでおります。

そういった意味でいえば、このような事業体系をつくっていただくことで、より保健師さんや自治体との連携をとりながら、予防として活動がしやすくなると思っております。そのあたりは、今後も市町村との連携をきちんとやっていかなくちゃいけないということを考えております。

3つ目ですが、一時預かり事業です。それはここに書いてありまして、事例とかも入れさせていただきます。また、自治体にお聞きした調査結果として、自治体がこれは必要だとは思っているのですが、なかなかキャンセルが多いとか、保育士の確保が難しいとか、費用的に難しいとかといったような御意見も出ております。やはりこれを実施する

に当たって市町村へのバックアップということが求められているとと思っていますので、事業体系、公定価格、そういったところでサポートをお願いできればと思っています。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、皆様から訪問型延長保育の料金体系との整合性ということが出ておりますので、そのことを確認して私からの意見とさせていただきます。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

味元代理人、お願いします。

○味元代理人 御指名ありがとうございます。高知県知事の代理で出席をさせていただいております。各県からいただいた御意見なども踏まえまして、2点申し上げたいと存じます。

まず、1点目が病児保育についてでございます。病児・病後児保育につきましてはさまざまな保育事業、保育サービスがある中でも、非常にニーズの高い事業であると考えております。

ただ、地域によりましては毎日一定数の利用があるというものではございません。そのため、職員の確保や安定的な経営が難しく、事業がなかなか広まらない結果となっております。したがって、乳幼児の利用がない日における事業者の役割、例えば地域の保育所の乳幼児に対する感染症の予防対策ですとか、乳幼児健診等についての情報提供、あるいは巡回指導などを付加するといったことも御検討いただきまして、乳幼児の利用ニーズにかかわらず安定した経営が行われる制度としていただきたいと思いますところでございます。

また、病気の子どもを保育するという特性から、保育士に対しましては看護の知識、一方、看護師に対しましては保育の知識がそれぞれ必要となりますことから、お互いがそれぞれの研修を受けることによりまして職員の質の向上を図るといった対応も必要ではないかとの御意見もございました。

なお、その際、実施主体であります市町村、あるいは都道府県、さらには養成機関が研修を行う場合には確実な財政支援をお願いしたいと思うところでございます。

次に、その中の体調不良児対応型についてでございますが、この事業につきましてもニーズの高い事業であると考えておりますことから、医務室の設置などの基準を満たしている施設であれば認定こども園、あるいは小規模保育、事業所内保育等においても補助対象となりますよう御検討いただきたいということでございます。

次に、2点目は地域子育て支援拠点についてでございます。地域子育て支援拠点につきましては、その設置場所や開所時間等を含め、多様な実施形態がございます。利用者からは、開設時間等の利便性もさることながら、より一層の量的充実が求められていると考えておりまして、利用者の絶対数が少ない人口減少地域においても設置をされ、安定的な運営が行われる仕組みが必要でございます。

新たな事業として御提案があります利用者支援との整理も必要だと思っておりますが、子ども

が少ない地域も含めて量的な拡大を図ってまいりますためには、現在の補助基準につきまして他の支援事業と組み合わせた人員配置を可能とすることですとか、開設日数や開設時間に関しても一層弾力的な基準を設けることなど、地域の実情を踏まえた柔軟な対応を図っていくことが必要ではないかと考えるところでございます。

いずれにしましても、身近な子育て支援施設として子どもの少ない地域においても設置が進みますよう、御配慮をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、葛西委員お願いいたします。

○葛西委員 4点お願いします。

まず、確認制度の16ページの「個人情報管理」についてです。病院等は個人情報の取り扱い事業者ということになりますが、保育園、幼稚園等についてはそうなのではないのでしょうか。

と申しますのは、対応方針案で例えば正当な理由がなく知り得た秘密を漏らしてはならないこととしてはどうかというのは全く基本でありまして、これをわざわざ盛り込むということが非常に疑問です。ですから、施設であれば個人情報保護方針ですとか、個人情報の利用目的などを明確にしていると思いますし、また、雇用契約においては例えば退職後もその秘密については漏らすことがないというような誓約書をとっている等、対策を捉えているのではないかと思います。そうではなかったのでしょうか。

あるいは、個人情報に関して特段注意を要する分野につきましては特別のガイドラインを必要としておりまして、例えば通信分野ですとか医療介護分野ではガイドラインを持っております。そういったものがないのでしょうか。私は門外漢ですので今、初めてこれが出てきたことにちょっと違和感を覚える次第です。

情報につきましては、もちろん情報の秘密保持の観点もありますけれども、情報の活用、共有、それから情報の管理という3つがそろっていると思います。

2点目ですが、次の17ページです。事故発生についても、私は医療分野でありますのでこのことについて若干違和感を覚えるのですが、重大事故に関してはもちろんでありますし、スキームが必要だと思いますし、今までであったのではないかとと思うわけですが、例えば駒崎委員がおっしゃったように、まず第三者機関の設置が必要だと思います。それから、施設間の教育、それから取り組みについても必要ですが、ここの赤で示されたような指針、それから研修につきましては病院では既に義務づけられておりますし、研修については全職員が受けることとなっております。

また、その情報の共有、公表等ですが、保育士、幼稚園教諭につきましては専門家集団ですから、もちろんそういった取り組みは学会等でなされているのではないかと思います。

重大な事故をどう捉えるかという発言がございましたけれども、1つの事故の背景には300のヒヤリハットがあると言われております。ですから、ちょっとしたすり傷であっても、それが一つ間違えば大きな事故につながるということでは重要な事象です。個人を責める

ではなくて、その事象を問題とするような幅広い取り組み、例えば病院においてはインシデントレポート、ヒヤリハットレポートが何件あったかということを外評価されます。それは多いほどいいと言われていています。それは、何であっても皆で共有するという仕組みがあつて、医療界では近年目覚ましく医療安全に関する取り組みが向上しているところです。もしよろしければ、医療界の医療安全に関する取り組みも参考にさせていただいたり、最近では医療事故調査機関等が発足するという事も聞いておりますので、そういったことも参考にいただければいいかと思います。

3点目ですけれども、地域子ども・子育て支援事業のことで、3ページの妊婦健康診査で先ほど委員からもありましたように、特に出産後の母子の観点で、今回保育と幼稚園ということなのですけれども、やはり非常に分断された感じがありました。

多少、市町村で母子は移行しているわけです。先ほど妊婦健診は無料化ということがございまして、ほぼ無料化になってきてはいるのですけれども、公費負担の基準というものが自治体によって異なります。例えば、助産所であれば3,000円以内しか1回分の補助が出ない、あるいは医師の診察であれば5,000円以上であるといった差がある自治体もございまして。そういったところを、こちらには「自治体に依頼していきたい」と書いてございませうけれども、なかなかその辺のギャップが埋まらないということがあります。

市町村で自由にできるということのよさもありますけれども、こういった場で論議して全国的な基準、そういった調整というものが大事なのかなと思っております。事前契約を行う等の配慮をお願いしているところでは、引き続き依頼していきたいとの御回答ですけれども、なかなかそれは改善していかないところもございまして、引き続きお願いしたいと思ひますし、やはりここで一番迷惑を被るというか、実際の影響を被るのは妊産婦であるということを理解していただきたいと思ひます。

最後ですけれども、こんにちは赤ちゃん事業です。産後ケアということ、26年度概算要求でございませうけれども、これは入所による産後ケアというものが少しモデル事業として目されているところです。実際は退院後、それから保育園、幼稚園、それからそれまでの期間、母子は孤立して育児を行っているという状況もありますので、幅広く全ての母子が何らかのケアを受けられるような仕組みが必要かと思ひます。ここですごく保育園、幼稚園が充実してくるのですけれども、母子の観点で出産後からそこまでのところをどうするかということも一緒にどうぞ考えていただきたいと思ひます。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、橘原委員お願いいたします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

1点だけ、確認制度について、この新制度における幼保連携型認定こども園につきましては、既存保育所と同様に第2種社会福祉事業の児童福祉施設としての位置づけもなされていることから、運営については市町村及び社会福祉法人に限るとしたこれまでの整理を参考に、実費徴収以外の上乗せ徴収は認めるべきではないと考えます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、清原委員をお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

「確認制度の運営基準」について意見を申し上げ、管理運営等に関する基準に関して質問させていただきます。

まず「利用開始に伴う基準」について、この間の整理をしていただきました。教育・保育の提供の開始に当たりましては、「あらかじめ保護者に対して事前説明を行った上で同意を得ること」というふうに書かれ、6ページには「運営規定や苦情処理体制、事故発生時の対応といった重要事項を対象とする」と記されておりまして、このことに賛成いたします。この方針に賛成し、今後はいわば「重要事項説明書のモデル」といったものを示していくことが現場としては有用と思います。

「応諾義務」についてですが、7ページのように正当な理由を整理した上で該当した場合の市町村のあっせん等ですが、市町村はいずれにしても御相談をいろいろ受けていかなければならないというふうはその責務を感じています。その上で、応諾義務が正当な理由ということとなされなかった場合、市町村がどのように調整していくことが望ましいか。どういった場合に調整することが望ましいか。どのようなあり方があるかということなどについては課題ですので、今後もそのことが検討課題だと思います。

その上で、だからこそ8ページにありますように「教育標準時間認定を受けた子どもの場合には、各施設や事業者においてはあらかじめ選考方法を明示していただく」ということが重要で、その上で受け入れられないという場合には応募した方にも納得いただけ、そして私たちも調整ができると思います。

さて、「管理運営等に関する基準」について自治体、市の立場から2つ質問というか、問題提起をさせていただきます。それは、17ページにあります「事故への対応」です。事故は、何よりも発生を防止しなければなりません。また、発生時には適切な対応がなされ、再発防止がなされなければならないというのは多くの委員が御指摘されたことで、市町村もその認識です。

地域型保育については、認可権者として市町村が指導監督や、ある場合には立ち入り検査なども行うことになるのではないかと想定していますが、施設型給付においては、認可権者は都道府県ということになります。

ただ、給付をする責任を市町村が持っておりますので指導監督、場合によっては事故が発生した事業者には立ち入り検査などもあり得るかもしれません。でも、そのような役割についてどのように考えていったらいいのか、方向性を教えていただければと思います。

そして、関連してですけれども、19ページに「苦情処理」の対応方針案が示されています。ちょっとこの主語がないので、苦情受付窓口を設置して必要な措置を講ずるのが事業者なのか、市町村もやはり一緒になって対応していくべきか。また、「苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めること」

とあるですが、協力という表現がひとつぴんとこなかったのと、改善を行うのは当然のことですけれども、私たちは事業者の皆様は子ども・子育て支援のパートナーだと思っておりますが、一方で認定する責任から一定の指導監督もしなければならない責務も持っています。

ですから、当然のことながら事業者の皆様にはそうした取り組みに参画もしていただかなければいけないし、責任も果たしていただかなければいけないし、私たちとしては利用されている国民、市民の皆様立場に立っても取り組まなければならないと思っております、この「事故発生の防止、発生時の対応、再発防止、それから苦情処理」については、総合的に私たちがそれぞれにより形で取り組んでいかなければならないと思っております、その連携というか、協働のイメージですね。それがさらに今後具体化していけばありがたいと思っております、そのイメージについて質問させていただきました。

責任はしっかりお互いにとっていきたいと考えています。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

幾つか御質問が出ましたけれども、申しわけありませんが、時間が大幅に超過いたしましたので、来週早速、次の会議がございますので、その最初にお答えいただき、また案の再整理もありますから、取り入れられるものはそこに入れていただくようにさせていただきます。

それでは、事務局からお願いします。

○長田参事官 次回でございますが、冒頭にも申し上げましたとおり12月16日13時～16時までということで、親会議と部会の合同会議ということで開催させていただければと思います。

議題といたしましては、公定価格の関係と、それから保育の必要性認定の関係等について御議論をいただければと思います。

なお、冒頭に秋田委員が遅れて見えられるということで御報告いたしました、最終的にはお見えになれませんでしたけれども、定足数の関係では影響はございませんことを念のため申し上げます。

○無藤部会長 そういうことで、大幅に時間を超過したことを改めてお詫び申し上げますが、「第9回子ども・子育て会議基準検討部会」を終了させていただきます。本当にお疲れ様でございました。

～ 以上 ～